

「国会会議録」前史

—帝国議会 議事録・委員会の会議録・速記録・決議録の成立と展開—

利用者サービス部 政治史料課 葦名 ふみ

目 次

- はじめに
- I 名称と法令上の規定
 - 1 「会議に関する記録」の名称
 - 2 議院法・両院規則の規定
 - II 「会議に関する記録」をめぐる議論—帝国議会開設前後—
 - 1 確定までの概略
 - 2 論点と経緯
 - 3 帝国議会の選択
 - III 各記録の展開
 - 1 議事録（本会議）
 - 2 本会議の議事速記録
 - 3 委員会の会議録
 - 4 委員会の速記録
 - 5 決議録
 - 6 両院協議会の会議の記録
 - 7 秘密会の記録と速記の「停止」
 - 8 記録相互の関係
 - IV 活用にあたって
 - 1 主な収蔵機関
 - 2 翻刻・復刻、データベース
 - 3 活用上の注意
- おわりに—帝国議会から国会へ—

はじめに

本稿の目的は、「国会会議録」の前身である帝国議会の記録—具体的には議事録・委員会の会議録・速記録・決議録—について、その来歴と展開を解明し、「国会会議録」を取り巻く問題をわが国の120年余の議会史の中で再考することにある。

「会議公開の原則」は、民主的議会の根幹原則である。日本国憲法第57条は「両議院の会議は、公開とする。」と定め、その第2項において、「両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。」と、その頒布についても規定する。

公開に比して目立たないものの、会議録の機能は、憲法の規定どおりその「保存」にもある。国会の決定とその経緯を公正に記録に刻むことは、国民の政治監視や意思決定過程の可視化という点からも、議会の責務といえる。

情報環境の変化によって議会情報へのアクセス方法が変化する今なお、会議録は議会の根幹記録である。今日ではインターネット上の「国会会議録検索システム」を通じて議事速記録を網羅的に利用できるまでになった⁽¹⁾。テレビ放送のみならず、両院のウェブサイトでも会議の映像情報が配信される現在、情報環境の変貌が、文字記録としての伝統を持つ会議録の機能にどのような変化や要請を与えていくのか、改めてその意義が問われている。

帝国議会期の会議に関する記録をめぐっては

不明点が多い。国会会議録の前身の記録の特徴はそれぞれ何か。議院法（明治22年法律第2号）の制定過程における議論はいかなるものか。その際、議会制を先行させる諸外国の会議録からいかに影響を受けたのか。会議の記録と報道との関係はどのように考えられたのか。帝国議会時代に、個々の記録や記録相互の関係は、いかに変化したか。諸種の複製刊行物や会議録のシステムは、当時の記録のうちどの部分をカバーするものなのか。また、帝国議会期の歴史的経緯をふまえると、今日の国会会議録の性格をどのように位置づけ直せるだろうか。本論は上のような問いを念頭に置いた上で、今日の国会会議録を取り巻く状況を新たな視点から捉え直すことを目的とする。

会議録をめぐる問題については、既に重要な論考がある。先駆的に国会法（昭和22年法律第79号）下の会議録を分析した鈴木隆夫氏の「国会の会議録について」⁽²⁾は、主に英米との比較から日本の会議録やその法的な問題を捉えた。他方、前田英昭氏は国際比較に軸足を置き、英米独仏の今日の会議録の実態や来歴にも幅広く触れた上で、日本の会議録の特質を紹介した⁽³⁾。また大山英久氏は会議の記録の背景事情たる帝国議会時代の制度の概説を行った⁽⁴⁾。この他、会議録実務に携わる両院関係者から、現状や展望について具体的な示唆に富む論考がある⁽⁵⁾。また、国会の情報公開の観点から、会議録の現状に言及されたこともあり⁽⁶⁾、速記録の国際比較については、発表後40年余を経ながらもその体系性において今なお高い価値を有するオConnell・レポートも発表されている⁽⁷⁾。

しかしながら、こうした研究史にあってはほ

(1) 2004年までの状況を捉えた研究として、石橋章市朗「国会審議の公開」『関西大学ITセンターフォーラム』19, 2004, pp.3-13. 索引の電子化に始まる会議録の電子化の当時の動向を紹介したものとして、武田美智代「議会資料のデータベース化—日本と英・米・西独の会議録を中心として」『国立国会図書館月報』307, 1986.10, pp.2-9.

(2) 鈴木隆夫「国会の会議録について」『ジュリスト』83, 1955.6.1, pp.17-22.

(3) 前田英昭「憲法第五十七条にいう国会の『会議録』について」『駒澤大学法学部研究紀要』47, 1989.3, pp.77-108; 前田英昭編『主要国議会の会議録に関する資料集』日本速記協会, 1971.

(4) 大山英久「帝国議会の運営と会議録をめぐって」『レファレンス』652, 2005.5, pp.32-50.

空白となっているのが、120年余にわたる記録の歴史の原点である帝国議会開設前の経緯や、帝国議会期の展開についての研究である。速記録の歴史については、速記実務を詳細に知る北岡博氏の労作⁽⁸⁾があるが、その主題はもともと速記録の歴史で議事録や委員会の会議録を本題としていない。当該分野については基礎的な研究が乏しく、当時の両院事務局の職員の手になる概説や断片的な回想に頼らざるを得ない現状がある⁽⁹⁾。

もとより国会会議録の歴史の原点は、帝国議会開設前後にある。国会の本会議の会議録は、帝国議会の「議事録」と「議事速記録」の要素を統合したとも解される⁽¹⁰⁾。先述のように会議録の現状について諸外国の議会の会議録との比較から論点を導き出す研究も散見されるが、帝国議会の開設前にも、諸外国の先例を咀嚼し、その中から日本に適した記録像を見出そうとする切実な模索があった。帝国議会開設の準備段階、そして帝国議会期50有余年の経験は、今日の会議録をめぐる論点や展望を考える上で、重要な先例となるだろう。

本稿は4つの章からなる。第I章では関係法令を確認する。第II章では帝国議会開設前（明治20年～明治23年頃）の記録をめぐる争点を紹介する。次いで第三章においては、帝国議会の開設以降、それぞれの記録がどのような変化を辿ったのかを描写する。第IV章においては、今

日の記録の残存状況や翻刻・復刻の状況を描き、あわせて情報源として会議の記録を利用する際の注意にも触れる。

なお、国会法下では、本会議・委員会とも「会議録」に一本化されたので、今日、誤解を招きやすい点となっているが、議院法下（帝国議会期）において、①議事録（本会議の記録で、議決の結果や議会での出来事を間接話法で記す記録）、②本会議の議事速記録（本会議の速記の記録）、③委員会の会議録（委員会での審議の内容を間接話法で記す委員会の記録）、④委員会の速記録（委員会の速記の記録）はそれぞれ別物である。またこの他に衆議院では⑤「決議録」が作成された時期がある。

本稿では、議院法下（帝国議会期）の呼称を基本的に踏襲しつつ、①～⑤を総称する場合はあくまで便宜的に「会議に関する記録」という語をあてるものとする。また、本稿で言うところの「国会会議録」は本会議・委員会双方の会議録を指すことも付記しておく⁽¹¹⁾。

I 名称と法令上の規定

1 「会議に関する記録」の名称

まず、「会議に関する記録」の名称について【表1】で整理するとともに、以下に簡単な説明を付しておく。

(5) 石堂尚「会議録・『作成と保存』から『情報の発信』へ」『立法と調査』161, 1990.11, pp.40-43; 鈴木梯夫「国会会議録作成の実務と課題」『議会政治研究』30, 1994.6, pp.70-78; 奥村卓石「衆議院の情報化と今後の展開—立法情報・議事運営にシステム導入」『議会政治研究』41, 1997.3, pp.39-46; 鈴木威男「会議録外部委託の現状と課題」『議会政治研究』43, 1997.9, pp.14-21; 浅水信昭「会議録作成の現況と近未来—衆議院記録部の場合」『議会政治研究』43, 1997.9, pp.22-33; 築山信彦「米議会における『議事録』及び『会議録』」『議会政治研究』43, 1997.9, pp.34-42.

(6) 大山礼子「国会情報」浦田一郎・只野雅人編『議会の役割と憲法原理』信山社, 2008, pp.143-161.

(7) ピー・オコンネル報告（新ヶ江幸男訳）『議会速記録の作成と刊行—各国議会議務総長会調査報告書』日本速記協会, 1971.

(8) 北岡博『議会速記事始め—帝国議会の裏方達』北岡博, 2003.

(9) 概説の例として田口弼一『委員会制度の研究』岩波書店, 1939.

(10) 寺光忠『国会の運営—参議院規則積義』刑務協会, 1947, pp.197-199.

(11) 引用にあたり、適宜旧字を通用する漢字に改めた。筆者の判断で一部に句読点を補った部分がある。また本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は2012年11月27日である。

①議事録とは、本会議の議決の結果や出席委員など、議事の要点を書記官が記録して作成するもので、書記官長のみならず議長の署名をも要する記録である。資料に記される名称としては「第〇〇回帝国議会貴族院議事録第〇〇号」のようになる。第Ⅲ章第1節で後述するように、議事録には、保存版（署名版）と、配付等のための版がある。

②本会議の議事速記録とは、本会議の議事の発言を速記者が速記法で逐語的に記すもので、資料に記される名称としては、「第〇〇回帝国議会貴族院議事速記録第〇〇号」のようになる⁽¹²⁾。議事速記録は、官報の号外として刊行されたことでも知られている（開設当初の衆議院では「官報附録」との記載も確認される）⁽¹³⁾。

③委員会の会議録とは、委員会の議事の要点を書記官が記録して作成するもので、委員会の公式な記録である。議事録と同様、委員会の会議録には、法令で定まる保存版（署名版）と、配付等のための版がある。

資料の呼称として、特に衆議院について二点注意すべき点がある。第一に、帝国議会開設以降、貴・衆の両院とも、「第〇〇回帝国議会議事録」の

ように「委員会会議録」の名称を用いていた。しかし、衆議院では第23回帝国議会以降、段階的に委員会会議録（「委員」の会議録）に変化した⁽¹⁴⁾。これは、衆議院の伝統として、今日に引き継がれている（参議院では今日も「委員会会議録」を用いる）。第二に、衆議院では第1回から第14回帝国議会までは委員会会議録と委員会の速記録とが併存していたが（ただし速記録はすべての会議で作成されたわけではない）、第15回以降、速記を付した場合もそれを会議録と呼ぶ「編入」の処置を行った。すなわち、第15回帝国議会以降の衆議院の委員会では、「会議録」に事実上一本化された。その結果、委員会の「会議録」と呼ばれる記録は、a「筆記」（「会議録」の流れを汲む筆記による摘要記録）、b「速記」（速記による逐語記録）、c 一号の中に a・b がまじりあう場合の「筆記・速記」、のいずれかとなり、第15回帝国議会以降、衆議院の委員会の記録には「速記録」という名称は使われなくなったのである。

④委員会の速記録とは、委員会の議事の発言を速記法で逐語的に記す記録である。資料に記される名称としては「第〇〇回帝国議会貴族院〇〇委員会議事速記録」「第〇〇回帝国議会議事録」の

表1 「会議に関する記録」の変遷

記録の種類	院の区別	存在期間	備考
議事録	(両院)	帝国議会を通じて存在	
本会議の議事速記録	(両院)	帝国議会を通じて存在	
委員会の会議録	(貴族院)	帝国議会を通じて存在	
	(衆議院)	第15回以降、委員会の速記録と事実上一本化 →〇〇会議録(速記) →〇〇会議録(筆記) →〇〇会議録(筆記・速記)	(衆議院) 委員会会議録→委員会会議録に変化(第25回前後)
委員会の速記録	(貴族院)	帝国議会を通じて存在	
	(衆議院)	第1回～第14回まで存在	(衆議院) 第15回以降速記録という名称は廃止(会議録に編入)
決議録	(衆議院のみ)	第2回(決議録作成開始の衆議院規則改正)～第50回(廃止の同規則改正)	

(出典) 筆者作成。

(12) 第2回までは「貴族院第二回通常会議事速記録」のように、「通常会」が入る。

(13) 議会開設当初は日曜または祝祭日に速記録を発行する必要がある際のみ号外、第2回帝国議会以降、号外として発刊（『内閣印刷局七十年史』内閣印刷局，1943，p.210。）

(14) 予算委員会では第23回帝国議会で「予算委員会会議録」の初出となるが、委員会によって若干の差があり、第25回帝国議会頃に、「委員会会議録」でおおむね出揃う。

議院○○委員会速記録」のようになる。先述したように、第15回帝国議会以降衆議院の委員会では、事実上の速記の記録であった場合も、それには「速記録」ではなく「○○委員（会）会議録」という名称が与えられる。

⑤決議録とは、一時期に限り衆議院で作成された、決議された事項を記す記録である。①～④と比べるとやや異質の記録であるが、本稿ではこれも国会会議録の前身として扱う。

2 議院法・両院規則の規定

まず、帝国議会開設前夜に制定された明治22年～23年頃の関係法令の規定を見ておきたい。

大日本帝国憲法第48条は「両議院ノ会議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密ト為スコトヲ得」と定める。議院は「衆庶ヲ代表」するものであって、「討論可否之ヲ衆目ノ前ニ公」にするために議事の公開が必要だとされた⁽¹⁵⁾。なお、帝国憲法第48条の定める会議公開の原則は本会議にのみ適用され、委員会及び両院協議会はその対象ではなかった⁽¹⁶⁾。

議院法（明治22年法律第2号）は、議事録、委員会の会議録、本会議・委員会の速記録のうち、「議事録」についてのみ明文で定め、第17条において「書記官ハ議事録及其ノ他ノ文書案ヲ作り事務ヲ掌理ス」と、書記官の任務として議事録の作成を規定した。

一方、議事録の掲載の内容や議員の異議申立方法、公正さを担保する手段としての議長等の署名の方法については、貴族院規則・衆議院規則で規定されていた（貴族院規則：明治23年12月1日貴族院議決、衆議院規則：明治23年12月1日衆議院議決）。

両院の規則はその原案が臨時帝国議会事務局（政府）によって作成された経緯があり、結果として細部に相違はあるものの、その条文は互

いに似通っている。貴族院規則の場合を示すと、制定当初、議事録に関する規定は次のとおりであった。（貴族院規則第106条～第108条、衆議院規則第135条～第137条）

第106条 議事録ハ左ノ事項ヲ記載ス

- 一 議院成立及開会閉会ニ関スル事項及年月日時
- 二 開議延会及散会ノ月日時
- 三 出席国务大臣及政府委員ノ氏名
- 四 勅語及勅旨
- 五 議長及委員長報告ノ件
- 六 会議ニ付シタル議案ノ題目
- 七 議題トナリタル動議及動議者ノ氏名
- 八 決議ノ事件
- 九 表決及可否ノ数ヲ計算シタルトキハ其ノ数
- 十 議院ニ於テ必要ト認メタル事項

第107条 議員議事録ニ記載シタル事実ニ対シテ異議アルトキハ議長ハ書記官長ヲシテ答辯セシムヘシ議員其ノ答辯ニ服セス又ハ議長ノ處置ニ対シ不服ナルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ取ルヘシ

第108条 議事録ハ議長又ハ当日ノ会議ヲ整理シタル副議長若ハ仮議長及書記官長又ハ其ノ代理タル書記官之ニ署名捺印スヘシ

速記録の記載内容と訂正期限、異議申立方法についても両院の規則に規定がある（貴族院規則第109条～第111条、衆議院規則第138条～第140条）。

この部分も両院で類似する規定があり、以下に制定当初の貴族院規則の規定を示しておく。

第109条 議事速記録ハ速記法ニ依リ議事ヲ記載ス

第110条 議院法第八十七條ニ依リ議長取

(15) 伊藤博文『帝国憲法義解』国家学会, 1889, pp.61-62.

(16) 衆議院・参議院編『議會制度百年史 議會制度編』1990, p.61; 田口弼一『帝国議會の話』啓成社, 1931, p.249.

消ヲ命シタル発言ハ速記録ニ記載セス
第 111 条 演説シタル議員ハ速記録配付ノ
當日午後六時マテニ其ノ訂正ヲ求ムルコト
ヲ得但シ訂正ハ字句ニ止マリ演説ノ趣旨ヲ
變更スルコトヲ得ス
速記録ノ訂正ニ対シ異議ヲ申立ツル者アル
トキハ議長ハ賛成者アルヲ待チ討論ヲ用キ
スシテ議院ノ決ヲ取ルヘシ

なお、衆議院規則第十次改正（第 50 回帝国議
会 大正 14 年 3 月 24 日議決）では、「議事速記録
ハ議事日程議案議事投票者氏名及諸般ノ報告其
ノ他必要ナル事項ヲ掲載ス」（第 142 条）と掲載
項目が明記された（制定当時の衆議院規則の条文
は第 138 条「議事速記録ハ速記法ニ依リ議事ヲ記載
ス」）。

委員会の記録としては、委員会の会議録の作
成が、両院の規則に定められた。規定されたの
は、①内容（「出席者ノ氏名表決ノ数決議ノ要領其
ノ他重要ノ事件」を記載すること）、②保存（貴族
院では委員長及び副委員長の署名を、衆議院では委
員長及び理事の署名を経て事務局に保存すること）
についてである⁽¹⁷⁾（貴族院規則第 32 条～第 33 条、
衆議院規則第 58 条～第 59 条）。記載内容について
は、10 項目が列挙される議事録に比べて簡明な
規定である。注意すべき点として、委員会の速
記録については、議院法はもちろん両院規則に
も記述がない⁽¹⁸⁾。

決議録の作成については、明治 24 年 12 月 5 日、

衆議院規則第 136 条に「決議録ハ議場ノ決議ヲ
記載ス」を追加し、議院の記録として、議事録
及び速記録の他、新たに決議を記載する決議録
を編集することが議決された。この改正により
本会議の記録は、議事録、速記録、決議録の三
本立てとなった。提案時の植木枝盛（衆議院議員）
発言によると、この「決議」とは、法律案や予
算案だけでなく、広義の決議であるという⁽¹⁹⁾。

しかし、第 50 回帝国議会の大正 14 年 3 月 24
日、小山松寿外 13 名が提出した衆議院規則改
正案が可決され、第十次規則改正の一環として
決議録の廃止が決定された⁽²⁰⁾。廃止理由は速
記録、議事録の他に、別途、決議録を作成する「便
益」が見当たらないというものであった⁽²¹⁾。

以上のように、①議事録、②本会議の議事速
記録、③委員会の会議録、④委員会の速記録、
⑤衆議院の決議録のうち、議院法で言及される
のは、①の議事録のみに限られ、議事録が最も
正式な記録であることに注意が必要である。また、
議事録については議長の、委員会の会議録に
ついては委員長等の署名を必要とする署名
（保存）版の存在が法令上明示されており、議事
録及び委員会の会議録が各速記録に対して、よ
り正式の記録であった点にも注意が必要であら
う。

(17) 貴族院規則

第 32 条 常任委員会ハ委員会議録ヲ作り出席者ノ氏名表決ノ数決議ノ要領及其ノ他重要ノ事件ヲ記載スヘシ

第 33 条 常任委員会議録ハ委員長及副委員長之ニ署名捺印シ事務局ニ保存スヘシ

衆議院規則

第 58 条 委員会ハ委員会議録ヲ作り出席者ノ氏名表決ノ数決議ノ要領及其ノ他重要ノ事件ヲ記載スヘシ

第 59 条 委員会議録ハ委員長及理事之ニ署名シ事務局ニ保存スヘシ

(18) 田口『委員会制度の研究』前掲注(9), p.489.

(19) 衆議院第二回通常会議事速記録第六号 明治 24 年 12 月 5 日 pp.52-53.

(20) 第五十回帝国議会議事速記録第三十三号 大正 14 年 3 月 24 日 pp.883-884.

(21) 貴族院においては、上のような提案や改正は存在しないが、貴族院の作成になる明治 24 年の『貴族院事務局諸課
報告 第 1 期帝国議会議事速記録』貴族院事務局, 1891, p.159. の「簿冊種目表」には、公文簿冊として「決議録」の名が見える。
これは内部的な記録と思われるが、筆者は未見であり、その性格は不明。

II 「会議に関する記録」をめぐる議論— 帝国議会開設前後—

1 確定までの概略

前章に述べたような議院法や両院規則の制定にも関連して、「会議に関する記録」の枠組みはどのように定まっていたのか。

従来、国会会議録の前史としては、金子堅太郎（1853～1942、大日本帝国憲法の制定に参画した官僚・政治家）の欧米議会調査から議会開設までの時期が重要視され、金子堅太郎が第1回帝国議会の終わりに貴族院の速記者たちに対して行った回想的演説（明治24年3月16日）など、金子の回想が重要な資料とされてきた⁽²²⁾。確かに、明治22年7月、金子堅太郎、中橋徳五郎、太田峰三郎、齋藤浩躬、木内重四郎の一行が赴いた欧米議会調査の意義は、無視することができない⁽²³⁾。彼らの目的は、翌年の議会開設の前に、議院内部の組織、議事規則、議院建物の管轄、院内の警察権、議事の速記といった議会における実務を調査することであり、記録実務の検討に、欧米で深めた見聞が貢献したことは

確かである⁽²⁴⁾。

しかし、議事録も含め、会議の記録に関する検討時期は、さらに前にさかのぼる。帝国憲法の起草にも深くかかわり、議院法の制定の中核を担った井上毅、金子堅太郎、伊東巳代治らが議院法の起草を本格化させたのは明治20年頃のことであり⁽²⁵⁾、金子の欧米議会調査以前の時期に照準をあて直す余地がある。明治20年前後の段階で、日本はさまざまな文献の翻訳や外国人顧問への質問（答議）を通じて外国議会の「会議に関する記録」の実情を調査していた⁽²⁶⁾。当時、各国でも「会議に関する記録」の作成実態には違いがあり、一例としてイギリスでは会議の結果を記す記録に Votes and Proceedings があり、これとは別に議事録 (Journal) があった。また速記形式で記されるいわゆる討議の記録 (Parliamentary Debates) があり、出版元の名から Hansard とも通称されていた。アメリカ合衆国では、議事録 (Journal) と本会議録 (速記録) (Congressional Record) があった⁽²⁷⁾。一方フランスでは議事録 (procès-verbal) の他、議事要録 (compte rendu analytique) など各種の議事報告もあった⁽²⁸⁾。上記の各国をはじめとする外

(22) 『貴族院事務局史』貴族院事務局，1898，pp.615-616；「金子貴族院書記官長の演説」『速記彙報』29，1891.4，pp.95-104。

(23) 調査に関する近年の成果として、瀧井一博『文明史のなかの明治憲法—この国のかたちと西洋体験』講談社，2003；赤坂幸一「統治システムの運用の記憶—議会先例の形成」『レヴェイアサン』48，2011，pp.65-98。

(24) 「金子堅太郎自叙伝」（『憲政史編纂会収集文書』726，国立国会図書館憲政資料室所蔵）

(25) 稲田正次『明治憲法成立史 下巻』有斐閣，1962；大石眞『議院法制定史の研究—日本議会法伝統の形成』成文堂，1990。本稿においては議院法の制定過程に関して大石の同書及び大石眞編著『議院法 明治二十二年』（日本立法資料全集3）信山社出版，1991。に多くを負っており、大石の同書では次のような草案やその関連資料が紹介されている。「議院法第一次案」（明治20年4月）、「議院法試草〈第二次案〉」（明治20年5月）、「議院法最初原本」（明治20年10月）、「委員会議原案」（明治21年4月）、「委員会議第一次修正案」（明治21年7月）、「委員決議案〈第二次修正案〉」（明治21年8月）、「最終上奏案」（明治21年9月）。以下本文で取り上げる草案の名称もこの資料集を参照した。

(26) 議会関係文献の出版状況も含めた日本での受容の状況については原田一明「明治期「議会法」文献案内(1)」『議会政治研究』59，2001.9，pp.66-70。に詳しい。

(27) 本会議録 (Congressional Record) が発言内容を逐語的に記すのに対して、議事録 (Journal) は、発言や動議 (what is said or moved) ではなく、出来事や通過したこと (what is done and past) を記録するものであった。Luther Stearns Cushing, revised by Frances P. Sullivan, *Rules of proceeding and debate in deliberative assemblies*, New York: M.J.Ivres & Co., 1887, pp.28-29。

(28) Poudra Jules et Pierre Eugène, *Traité pratique de droit parlementaire et supplément de 1879-1880*, Paris: A. Quantin, c1880, pp.572-584。

国議会での事例を参考にしつつ、わが国では外国人顧問ヘルマン・ロessler（ドイツの公法学者、Karl Friedrich Hermann Roesler）からの答議や、渡邊廉吉をはじめとする法制官僚たちの外国法令の調査、金子堅太郎らの欧米議会調査などの成果が重なり合いながら、「会議に関する記録」の方向が決定づけられていくことになる。

具体的には、いかなる論点が生じていたのか。当時、①どのような議事録を作成するか、②どのような速記録を作成するか（速記録の印刷を官・民どちらで行うかなど）、③議事の記録を新聞紙上で公開することを許すか、④議事の速報にあたる議事要録を設けるか、などの論点が交錯していた。次節では、当時の問題をこれらの論点ごとに整理しつつ、検討経緯を見ていきたい。

2 論点と経緯

(1) 議事録をめぐって

第一の論点は、議事録のあるべき姿をめぐる問題である。

議事録は、英・米・独・仏・墺（オーストリア）等、当時日本が議会開設にあたって参照していた主要国において採用されていた記録であって、日本の議院法検討過程でも、議事録の採用が前提とされた。

議事録についての最も長い歴史を持つイギリスにおいて、議事録（Journal）は、書記官が覚書として付けた記録に由来する。Journalは、議会での出来事や通過した事案を書記官が間接話法で記録し⁽²⁹⁾、書記官の署名によって正当と認められ、裁判等の公証力を持つ公定の記録で、公開を旨とする⁽³⁰⁾、といった特徴があった。

最初に、議事録と速記録についての規定が議

院法の草案に登場するのは「議院法最初原本」⁽³¹⁾（明治20年10月）においてのことである。

第16条（前略）両院書記官ハ議長ニ附属シ議員名簿議事筆記議院日誌及諸般ノ文書ヲ整理監守シ議案ヲ配布シ及宣読シ議場ニ於テ投票ヲ計査シ及往復公文ニ署名シ並ニ内外ノ庶務ヲ掌ル

（中略）

第43条 議院日誌及議事録ハ議長之ヲ監督ス

第一 日誌ニハ議題 投議ノ数 決議出席大臣又ハ内閣委員ノ姓名及説明ノ大意 議員出席ノ員数 議院ノ経過ヲ録ス

第二 議事録ハ速記法ヲ以テ筆記シタル議事ノ始末

第44条 議事録ニ付議員中ニ異議アルトキハ其議事ニ当席シタル書記官之ヲ辯明スヘシ議員書記官ノ辯明ニ服セザルトキハ議長議院ニ問ヒ之ヲ決スヘシ

第45条 各文書ハ書記官其原本ニ署名シテ之ヲ保存スヘシ

何人タリトモ両議院ニ就テ議院日誌議事録ノ原本ヲ閲覧スルコトヲ得

（下線は筆者。筆者註：この最初原本における「議院日誌」は帝国議会期のいわゆる議事録に相当する。「議事録」は速記（筆記）録を指す。）

議院法の草案「委員会議第一次修正案」（明治21年7月）において、「議院法最初原本」にあった「議院日誌議事録及新聞紙」の章（議院法最初原本の第43条～第46条に相当）は削除され、議事録や速記録に関する記述の詳細は、両院の規則にゆだねられた。議事録に関する規定は、「最終上奏案」（明治21年9月）段階ではさ

(29) Cushing, *op.cit.*(27), p.28.

(30) Thomas Erskine May, *A treatise on the law, privileges, proceedings and usage of Parliament*, 9th ed., rev. and enl., London: Butterworths, 1883, pp.257-263.

(31) 「議院法最初原本」大石編著『議院法 明治二十二年』前掲注(25), pp.171, 175-176.

らに簡略化され、「書記官ハ諸般ノ文書及事務ヲ掌理ス」(第17条)と⁽³²⁾、議事録の作成に関する文言が議院法草案から消えた。しかし、議院法の注釈書というべき「議院法説明(義解)」(明治21年9月)において、「議院ノ公文ノ外ニ発布シ及内ニ保存スルモノハ議長及書記官長之ニ署名シ始メテ公正ノカヲ有ス」「議院ノ文書ハ議員名簿議院日誌議事録議事筆記ノ類是ナリ」⁽³³⁾と第17条部分の説明が記されており、公正な記録としての議事録の役割が想定されていたことがうかがえる。のちに議事録の作成について議院法上で明文規定が設けられ「書記官ハ議事録及其ノ他諸般ノ文書案ヲ作り事務ヲ掌理ス」と変更された(明治21年10月29日)⁽³⁴⁾。また、実際に制定された両院規則では議事録への議長の署名も定められた。

議事録については、両院の規則の制定にあたり、最終段階まで検討が続いた⁽³⁵⁾。

例えば、書記官が作成した議事録に異議があったときの確認の方法である。議院規則の草案のひとつでは、イギリス等で行われていたように、議長が次回会議の始めにおいて書記官に朗読させて、異議申立がなければ議事録の確定が宣告されるという手続きが想定されていた⁽³⁶⁾。制定された規則には、この条文がない。議会開設以降の実際の運用では、所定の場所に議事録を配置して異議申立を一日間待つという方法(貴族院の場合)を取り、朗読による確認

がされることはなかった。

また、草案のひとつには、確定議事録を「公文書トシテ裁判所ニ於テ証拠タルノ効力ヲ有スヘシ」とあるが、このような条文は起草の過程で消え⁽³⁷⁾、実際には制定されなかった。

ところで、Journalに相当する概念が「議事録」に決着するまでには、試行錯誤があった。明治20年10月の「議院法最初原本」では、英米でいうところのJournalに相当する記録に「議院日誌」の語をあて、いわゆる速記の記録に対して「議事録」という語をあてている。次いで明治21年7月の「委員会議第一次修正案」では、「議事録」と「議事筆記」という語を列記している⁽³⁸⁾。臨時帝国議会事務局の一員として、両院規則の制定にもかかわった林田亀太郎は、明治25年の時点で、議事録が英米のJournalに対応する訳語であるとの理解を示したうえで、「議事録」という訳語に「空漠たる語」という評を与えている⁽³⁹⁾。今日なお英米のJournalの訳語には議事録・議事日誌等などが混在するが⁽⁴⁰⁾、当時からいささか受容しにくい概念であったものだろう。

(2) 速記録をめぐる

第二の論点は速記録のありようをめぐる問題である。

明治20年10月の「議院法最初原本」では、速記による議事の記録について記されており⁽⁴¹⁾、

(32) 「最終上奏案」大石編著 同上, p.216.

(33) 「議院法説明(義解)」大石編著 同上, p.271.

(34) 衆議院事務局編『枢密院会議筆記議院法』衆議院事務局, 1977, p.306.

(35) 当時の外国の規則と日本の規則との対応関係についての認識を示す翻訳としては、『各国衆議院規則』衆議院事務局, 1890.

(36) 「梧陰文庫」A1064, A1100(国学院大学図書館所蔵, 雄松堂書店マイクロフィルム) 議院規則の制定過程としては、委員会関係部分を題材にした、赤坂幸一「明治議院規則の制定過程(1)委員会規則を中心として」『議会政治研究』60, 2001.12, pp.51-79; 「明治議院規則の制定過程(2)委員会規則を中心として」『議会政治研究』61, 2002.3, pp.69-90. がある。

(37) 「梧陰文庫」A1101(国学院大学図書館所蔵, 雄松堂書店マイクロフィルム)

(38) 「委員会議第一次修正案」大石編著『議院法 明治二十二年』前掲注(25), p.216.

(39) 林田亀太郎述『議院法講義』日本法律学校, 1892, p.59.

(40) 築山「米議会における『議事録』及び『会議録』」前掲注(5), pp.34-42.

(41) 「議院法最初原本」大石編著『議院法 明治二十二年』前掲注(25), pp.175-176.

この時点で速記録の採用は、現実味を帯びていたと思われる。

しかし、筆録的なものとどめるか、全文速記とするか、あるいは、官が発行するか、民間の新聞社等に発行させるかなどの具体像については、金子の欧米議会調査の出発の時点（明治22年7月）でも懸案として残り⁽⁴²⁾、長時間の審議における発言を逐語的に記録した記録を短期間に作成できるかは、当時未知数であった。既に日本では「元老院会議筆記」や「枢密院会議筆記」のような国家による会議記録の歴史があったが、これらは発話者各人の発言を直接話法で記すものではありながら、全文ではなく議事の要点を記すものであった。

金子らの欧米議会調査でも速記録のありようについて調査を行った。当時の諸外国でも、速記録の実情は各国さまざまで、例えばイギリスとフランスでは、官で発行するか民で発行するかという点において決定的な差異があった。イギリスでは19世紀中葉に大蔵省による速記録の買上げ、のち若干の補助が始まったものの、民間会社に速記録の作成・印刷を委託していた。これに対し、フランスでは速記録の作成は官の任務で官報に掲載されていた。

金子らは欧米各国に赴き、各国の事情をふまえたアドバイスを受けている。

まずフランスにおいて、金子らは明治23年1月25日、アンドレ・J. L. ルボン（André Jean Louis Lebon、フランス上院議長秘書官）から、速記録の必要性について①議院において政府の説明及び各議員の言論を参考とする基本材料となる、②国民が読むことにより自ら政治状況を知り国民の政治思想の養成につながるという指摘を受けている⁽⁴³⁾。もうひとつ、仮に速記を採

用したとして、速記録を官で印刷するか、民間で印刷するか、という点については、同じくルボンから「仏国の如き政治思想に強き国」においては「公正の速記録を公布して、党派の偏頗なる報告筆記に依頼せざるを必要とす」と、フランスでは党派ごとの政治意識が強いから官で印刷していることを教えられた⁽⁴⁴⁾。

一方、イギリスではどうか。ロンドン大学教授のフレデリック・ハリスン（Frederic Harrison）からは、速記録の作成・印刷は、イギリス同様、民間に一任すべきであり、またすべての議事について速記録を取る必要はないというアドバイスを受けた。その論拠は官が印刷すると、①時間がかかる、②「愚説」も印刷しなければいけない、③正否について議会と政府が衝突する、④大部になって見にくい（官による印刷であると、全部の議事を取捨選択なしに載せることが前提となるが、民間であれば時事や国民の希望する議事のみを抄録できるので短くて済むため）、⑤コスト面で負担となる、というものであった⁽⁴⁵⁾。

官で印刷するか民で印刷するかについて、数時間に渡る金子との議論に応じたうえで、のちに詳細な書簡（明治23年4月15日付）を送って金子にイギリス内での賛否両論を詳細に教えたのが、イギリス下院速記担当者のウォルポールである。ウォルポールは、日本版ハンサード（Hansard）への期待をにじませつつも、速記録にはミスが多い、大部すぎて発言した議員本人でさえも読まない、速記録は後世の歴史家や学徒のものであるといった視点までをも、金子に伝えている⁽⁴⁶⁾。

滞欧中に、金子堅太郎と中橋徳五郎は、ヨーロッパから伊藤博文に書簡を送り、日本でも新

(42) 「金子堅太郎自叙伝」（『憲政史編纂会収集文書』726、国立国会図書館憲政資料室所蔵）前掲注(24)

(43) 金子堅太郎（大淵和憲校注）『欧米議院制度取調巡回記』信山社出版、2001、p.75.

(44) 同上、pp.75-76；「佛国ルボン氏答案」（『梧陰文庫』B486、国学院大学図書館所蔵、雄松堂書店マイクロフィルム）

(45) 金子『欧米議院制度取調巡回記』前掲注(43)、pp.113-114.

(46) ウォルポール書簡 金子堅太郎宛 明治23年4月15日（『梧陰文庫』A1036、国学院大学図書館所蔵、雄松堂書店マイクロフィルム）

聞社に速記を任せることを進言した。しかし、伊藤博文はこれに反対した。明治23年2月12日付井上毅宛伊藤博文書簡によると、伊藤は、新聞社の党派の偏りから我田引水的な作成がなされることを懸念し、新聞社に任せることの危険を主張している（「議院速記者ヲ不置ハ兩人共同案に候処、新聞紙屋ニ放任スルハ如何可有之歟、我党派今日之情況ヲ以テ見ル時ハ、各々我田ニ水ヲ引ク之私心ヨリ互ニ筆ヲ曲クルノ虞ハ有之間布カ、此儀ハ御鑒考相成度候⁽⁴⁷⁾」）。イギリスでも1909（明治42）年に民間での印刷をやめ、Official Reportとして速記録を官で印刷する方式に切り替えている⁽⁴⁸⁾。

曾禰荒助や井上毅による速記実務者との折衝を経て、金子堅太郎の帰国後、さらに速記録作成についての検討が進められた⁽⁴⁹⁾。

ところで、速記録作成についての問題は、漢字仮名交じりの日本語で十分な速記が取れるかという速記技術の精度の問題もあった。かねて田鎖綱紀、若林珮蔵、林茂淳といった日本における先駆的な速記者たちが修練を積んでいたが、明治23年7月に金子の演説を聞き取る実地試験を行うなどした結果、速記が翌日の官報に掲載できるほどに技術的に信用できるという判断が下され、速記の採用が決まった⁽⁵⁰⁾。これに先立つ明治22年、大蔵省の高橋健三官報局長も自ら渡仏して速記録の印刷に耐えうるマ

リノニ式輪転機の輸入に尽力した⁽⁵¹⁾。

結果として、日本では官による作成・印刷（官報への掲載）という方法が採用された。官報への議事速記録の掲載が定まったのは、金子堅太郎（貴族院書記官長）・曾禰荒助（衆議院書記官長）から、高橋健三（官報局長）宛の照会（明治23年10月31日付）によるものである。これが承諾されたことをもって、速記録の「官報」への掲載についての合意が成立した⁽⁵²⁾。本会議議事速記録の官報への掲載が今日まで続いていることをふまえると、速記録の「民間」での作成に反対した伊藤博文の判断の重要性は大きいといえよう。

なお、この速記録の官報掲載決定に先んじて、明治23年6月には、官報に議会の欄を設けて、要録的な情報を載せることも上申され⁽⁵³⁾、議事速記録とは別に、貴族院・衆議院とも議事の状況が簡潔に官報本号の「帝国議会」の欄に掲載されることになった⁽⁵⁴⁾。

(3) 議事と報道の関係をめぐって

第三の論点は、会議の公開と報道の関係をめぐっての問題である。

「会議公開の原則」の主な含意には、公開（傍聴・報道等の自由）と、議事録の印刷発行がある。各国のうち、この原則を最も先行して法令上確立させたのはフランスの1791年憲法であり、会議

(47) 伊藤博文書簡 井上毅宛 明治23年2月12日付 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝 史料篇 第5』国学院大学図書館、1975、pp.44-45.

(48) *Special report from the Select Committee on Publications and Debates' reports*, 1909, HC(60, 285).

(49) 「議院規則ニ関スル書類」（「小林次郎関係資料」, 尚友倶楽部蔵）大正14年9月18日の議院火災を免れた旧記録を整理した史料。同史料の閲覧にあたり、上田和子氏（尚友倶楽部）のご助力を得た。ここに記して感謝申し上げる。

(50) 北岡『議会速記事始め—帝国議会の裏方達』前掲注(8), pp.99-103; 衆議院事務局編著『衆議院三十年誌』衆議院事務局、1919、pp.312-314.

(51) 大蔵省印刷局編『官報百年のあゆみ』大蔵省印刷局、1983、pp.216-219; 北岡『議会速記事始め—帝国議会の裏方達』前掲注(8), pp.124-126.

(52) この決裁文書の写が「議会における法律問題の研究 ノート 第75議会」（「鈴木隆夫関係文書」127-1, 国立国会図書館憲政資料室蔵）に収録されている。本文は「帝国議会速記録之儀日々官報附録トシテ刊行致度考案ニ候処貴局ニ於テ御差支無之候哉、右及御照会候也」。

(53) 「官報中別ニ議会ノ欄ヲ設ケ議会ニ関スル事項ヲ掲載ス」1890.6.（「公文類聚」第14編, 国立公文書館蔵）

(54) 官報への収録内容は官報各号の他、帝国議会の関係記事のみを集録した「貴族院関係官報記事（第一回帝国議会）一」（「貴族院五十年史編纂会収集文書」56, 国立国会図書館憲政資料室蔵）を参照。

公開の原則は他の諸国にも普及した⁽⁵⁵⁾。議院法が具体化しつつあった時期の憲法草案「夏島草案」(明治20年8月)にも会議の公開は明記され⁽⁵⁶⁾、大日本帝国憲法は秘密会という例外を設けつつも会議の公開を明記するにいたる(第48条)。

会議録が「開かれた議会」の担保手段とされている今日の視点からはやや意外にも映るが、帝国議会開設前後において、議院法起草者やそのアドバイザーたちは、速記録は内容が大部すぎて国民には熟読されない、と予測していた。例えば、明治政府の法律顧問的な役割を果たしたロesslerは、会議の公開に関する答議(明治20年5月27日)において、「民間ニ於テ之ヲ愛読セス」「蓋シ其発行ハ、常ニ時期ヲ過キ、又之カ為メ別段ニ其公報ヲ注文セサルヘカラサルカ為ナルヘシ」⁽⁵⁷⁾と述べ、イギリス下院速記担当者ウォルポールもまた、官によって印刷される完全精密なる議会討議録は、「必ス浩瀚ナラサルヲ得ス、故ニ之ヲ需用スル者ハ必限アルヘシ」⁽⁵⁸⁾と評し、完全な速記録は後世の歴史家や学生のものだという発想を金子堅太郎に紹介している。また、明治23年5月26日付の井上毅から伊藤博文宛の書簡には、速記録は浩瀚すぎて一般の人々が手に取るのを嫌がり、一般公衆への影響力が少ない⁽⁵⁹⁾と記されている。また、帝国議会開設後ではあるが、議会情報の公開に敏感な議員であった衆議院議員植木枝盛は、速記録は官報にも載せられ、一二の新聞にも掲載されるが、速記録は「繁長にして読む者が少なく」「遍く衆人に及ぶ」⁽⁶⁰⁾ことができない、と議会の情報への人々のアクセス手段は新聞に依存すると評した。当時から、議会と国民

をつなぐルートとして、報道、特に新聞の役割が強調されていたのである。

その一方で、当時の日本において、新聞は政治的な影響力を持ち、政府批判の高揚をもたらすアクターでもあった。新聞の影響力の強さをふまえ、議事をいかに新聞に公開するかについては、議院法の起草過程においても、デリケートな問題として扱われていたようである。

明治20年春、①会議の傍聴を許すことと②議事を新聞紙等に記載するのを許すことのうち、①のみを許可し②を許可しないことは可能かという質問が、ロesslerに投げかけられたことがある。議事を記者が傍聴しながらそこで得た情報の報道が許されなければ、新聞社の反発は必至と思われるが、質問の設定自体から、議事の新聞報道に抱く緊張感がうかがえる。ロesslerはこの問いに関連する答議(明治20年5月27日)で、完全に私報(民間での報道)を禁ずることはできないとして、通常法律のみの規制にとどめ、過度に議事を誇張した報道をしていなければ処罰せず、新聞の民間報道を認めるイギリス型の「黙許」を勧めている⁽⁶¹⁾。

「議院法最初原本」(明治20年10月)の議事録及び速記録の章の条文を見ると、報道の「真実」性で線引きをするドイツやオーストリアの影響が見て取れる。「第46条 新聞紙ヲ以テ議事ヲ真実ニ報道スル者ハ何人モ其責ニ任スルコトナシ 一方ノ議論ヲ記載シテ他ノ一方ノ答弁又ハ反対ノ議論ヲ記載セザル者ハ真実ノ報道トナスコトヲ得ズ」との規定がそれであり、新聞の報道規制に関しては、「真実」の報道は許すというタイプの条文を取り入れようとした⁽⁶²⁾。

(55) 美濃部達吉『議会制度論』日本評論社、1930、p.440。

(56) 「夏島草案」(「伊東巳代治関係文書」8、国立国会図書館憲政資料室所蔵)

(57) 国学院大学日本文化研究所編『近代日本法制史料集』第2(ロessler答議2)国学院大学、1980、p.205。この答議の内容の一部は大石『議院法制定史の研究—日本議会議法伝統の形成』前掲注(25)、pp.97-98。でも紹介。

(58) ウォルポール書簡「梧陰文庫」A1036 前掲注(46)

(59) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝 史料篇 第4』国学院大学図書館、1971、p.172。

(60) 植木枝盛編『帝国議会要録 第1期』博文館、1891、凡例 p.1。(明治24年5月28日筆)

(61) 国学院大学日本文化研究所編『近代日本法制史料集』第2(ロessler答議2)前掲注(57)、pp.201-206。

ロesslerの考えを念頭に置きつつ、法制官僚渡邊廉吉は、真実の報道を許す、という条文を残しながらも、誹謗中傷を禁止し、さらに違反した場合の罰則も設けたほうがよいとの意見を井上毅に提出した。報道の「真実」を指標として報道の正当さを計り、また、その報道が真実でない場合は罰則規定を設けようとする提言である。ドイツのような知識の発達した国は自由主義を採用することが可能であるが、日本のような「人民記事ノ真否ヲスラ判定スルノ能力ニ乏キ」国においては実際の報道が真実でない場合にこれを処罰する条文を設けなくてはならない、とするのが渡邊の主張であった⁽⁶³⁾。

次いで、明治21年4月の議院法草案「委員会議原案」の懲罰の章(第119条~第127条)は、「ドイツ議員懲罰法案」の直接的な影響のもと作成されているが⁽⁶⁴⁾、報道機関への規制についても明文がある。

明治21年4月の委員会議原案⁽⁶⁵⁾

第54条 議長ヨリ特ニ禁令ヲ発シタル場合ヲ除クノ外新聞紙ヲ以テ議事ヲ真実ニ報道スル者ハ何人モ其ノ責ニ任スルコトナシ一方ノ議論ヲ記載シテ他ノ一方ノ答弁又ハ反対ノ議論ヲ記載セザル者ハ真実ノ報道トナスコトヲ得ズ
(中略)

第125条 議院ニ於ケル発言ノ事犯ニ付テハ議長ハ仮ニ其ノ全部又ハ一部ヲ記録スルコトヲ禁シ新聞紙及其ノ他ノ印刷物ヲ以テ

公布スルコトヲ禁スルコトヲ得

第126条 前條ノ禁ヲ犯シタル者ハ其ノ更ニ重キ罪ニ当ルヘキ者ヲ除クノ外三十日以上三個月以下ノ輕禁錮ニ処ス

制定の直前に開催された枢密院会議では、上の第126条部分に相当する内容の罰則規定は削られた⁽⁶⁶⁾。結局、実際に制定された議院法では、議長による発言の制止・取消を可能とし(議院法第87条)、同条に基づいて議長の命により取り消された発言は速記録に記載しないという規定が設けられ(貴族院規則第110条、衆議院規則第139条)、特に新聞(報道者)のみを対象とした規制の明文規定は置かれなかった。また、「委員会議原案」第54条には存在した、報道が「真実」かといった報道の意図に関する指標も、実際に制定された議院法にはなく、発言の取消についての議長の指定の有無という点が鍵になった。各種草案と比較すると、報道機関にとって相対的に「自由」な形で実際の議院法が成立したことは、注目に値する。

他方、新聞社の側にとっても、議会の報道にどの程度の制約がかかるかは重要な問題であった。議会開設を控えて、新聞紙上では「帝国議会の傍聴筆記を新聞紙に掲げしめずといふ風説」という記事を掲載して「当局者の一考を煩はさん」とするなど、当局と新聞社の間には応酬もあった⁽⁶⁷⁾。

実際に議会が開幕すると、「議長の命により取り消された発言=速記録に掲載されない=報

(62) 「議院法最初原本」大石編著『議院法 明治二十二年』前掲注(25), p.176.

(63) 「梧陰文庫」A 1029(国学院大学図書館所蔵、雄松堂書店マイクロフィルム) 具体的には「公行ノ議事ハ真実ニ新聞紙ニ記載スルヲ得、但他人ヲ誹毀シタル演述ハ之ヲ記載スルヲ得ス」「前條ノ規定ニ違ヒタル者ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ処シ三拾円以上三百円以下ノ罰金ヲ附加ス」の2条を追加するよう、提言した。この渡邊の意見書はその内容から明治20年春~12月ごろの間のものと推定される。

(64) 明治21年4月の議院法草案(「委員会議原案」)の懲罰の規定は1879年にドイツ帝国政府が下院に提出したが廃案となった法案(ドイツ議員懲罰法案)の流れをくむものである(大石『議院法制定史の研究—日本議会法伝統の形成』前掲注(25), pp.132-137.)。

(65) 「委員会議原案」大石編著『議院法 明治二十二年』前掲注(25), pp.176, 188.

(66) 明治22年1月17日再審会議、衆議院事務局編『枢密院会議筆記議院法』前掲注(34), p.344.

(67) 「帝国議会の傍聴筆記を新聞紙に掲げしめずといふ風説」『読売新聞』1890.1.30.

道されない」という図式は必ずしも成り立たなかった。第1回帝国議会においては、「議場ノ醜体ヲ蓋ハン」といった意図で取り消され、翌日刊行の官報には掲載されなかった発言が、新聞では報道されることが頻発し、取消発言を報じた報道機関に民事・刑事上の罰則を負わせる規則の改正が衆議院事務局において構想されたこともあった⁽⁶⁸⁾。昭和15年の齋藤隆夫（衆議院議員）の「反軍演説」事件にも象徴されるように⁽⁶⁹⁾、議会における発言、発言の取消、それらと報道との関係は、政治的な緊張に満ちた問題となり続けていくのである⁽⁷⁰⁾。

なお新聞報道に関連して、議事の傍聴や報道について触れておくと、帝国議会では、本会議について傍聴及び報道が認められていたのに対し、委員会は原則非公開であった。ただし（記者等の）傍聴が衆議院では慣習上早くから認められたのに対し、貴族院では傍聴が認められず⁽⁷¹⁾、両院の対応には差があった。

(4) 議事要録を設けるか

第四の論点は、第三の論点（報道対策）と密接に関連するが、速報性の高い議事の要約記録「議事要録」を作成するか、という点である。

フランスの議事要録（*compte rendu analytique*）

を念頭に、日本でも速報性の高い記録の導入を井上毅に提言したのが、渡邊廉吉である。*compte rendu analytique*とは、議事及び討論の要領を掲載し、審議当日の夜までに新聞社等に報道の材料として配布された速報性の高い記録である⁽⁷²⁾。

井上毅もまた、渡邊からの示唆で、議事録・議事要録（議事摘要）・議事速記録の三種類の作成を必要と考えるに至った。ただし井上は、議事要録を官で印刷するか、または半官報的なものにして一新聞社へ任せるかは、なお問題であるとも、渡邊宛に書簡を送って指摘している⁽⁷³⁾。

明治23年5月26日付の井上毅から伊藤博文宛の書簡では、フランスでは議事報告を当日の夜に各新聞に配布し、「報告之種子」としたところ、嚴重な取締まりをするよりも、むしろ報道の誘導に効果をあげていることが強調され、速記録は大部すぎて一般の人々が手に取るのを嫌がり一般公衆への影響力が少ないから、摘要的な記録も発行することが必要だ（「議事録「プロトコール」ハ公正なるものニ有之候へとも演説を載せず」「速記録ハ浩翰ニ過キ、世人之看るを厭ふ所にして、公衆之感触少キ由ニ有之候へハ、摘要之方法採るべきものに有之候歟、即ち、議事録 速記録 摘要 三種並行ふ事、尤至便と奉存候」⁽⁷⁴⁾）と

(68) 「梧陰文庫」A1031（国学院大学図書館所蔵、雄松堂書店マイクロフィルム）同史料は齋藤浩躬の案。

(69) 昭和15年2月2日の衆議院本会議の齋藤隆夫の演説（軍部の政治介入を批判した演説）が軍等の反発を呼び、速記録からの発言の削除、齋藤の除名処分にあった事件。齋藤隆夫の懲罰問題を新しい視角から取り上げた研究として古川隆久『戦時議会』吉川弘文館、2001、pp.87-95。

(70) 国会におけるこの問題に関する研究としては前田英昭「国会の不穏当な発言と会議録の削除」『議会政治研究』43、1997.9、pp.1-13。

(71) 近藤英明『国会のゆくえ』春陽堂書店、1956、pp.167-168。帝国議会末期（昭和20年12月1日の各派交渉会）で貴族院の委員会の傍聴を衆議院と同様にすることに決定（『貴族院職員懐旧談集』霞会館貴族院関係調査委員会、1987、p.194.）。

(72) Jules et Eugène, *op.cit.*(28), pp.575-584。

(73) 渡邊廉吉著、小林宏・鳥善高・原田一明編『渡邊廉吉日記』行人社、2004、p.418。（同書推定の書簡日付は明治21年12月13日）

(74) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝 史料篇 第4』国学院大学図書館、1971、p.172。compte rendueには、compte rendue *in extenso*（議事の詳細な報告）、compte rendu analytique（議事要録）、compte rendue abrégé（議事の簡単な報告で審議直後に送られる略報）、がある（Jules et Eugène, *op.cit.*(28), pp.575-584.）。同書簡（明治23年5月）において井上は報告を夜に送ると記しておりcompte rendue analytiqueに対応する記録を想定していた可能性が高いが、compte rendue abrégéの可能性もあろう。

の主張が記されている。

このように議会開会半年前の時期には本会議の記録について、議事録、速記録、議事要録に類する記録、の三本立てが模索されていたのである⁽⁷⁵⁾。臨時帝国議会事務局が検討していた規則草案にも「議事要録」という文言が記述されていたという証言もあるが⁽⁷⁶⁾、山県有朋首相宛に提出された明治23年8月版の議院規則草案には記述がない⁽⁷⁷⁾。なぜ作成しないことに転じたのかは、史料の制約から判然としない。もっとも第1回帝国議会冒頭から、速記録の原稿を官報局に送付すると同時に新聞社の代表（総代）にも交付する慣例となっている⁽⁷⁸⁾。この交付によって速報の役割は、極めて部分的ながら達成されたと解することもできよう。

3 帝国議会の選択

こうして、帝国議会の開設前後において、次のような方向が固まった。検討の過程では外国の議会の先例も参照されたが、特定の一国の先例を直接継受したわけではなく、複合的な影響がみられる。会議に関する記録がいわばハイブリッド的な性格を持つ点に注意が必要であろう。

①会議公開の原則が帝国憲法に定められるとともに、議院の決議のみならず政府の要求に基づく秘密会の開催についても憲法に規定された。

②本会議の記録としては議院法において議事録を必須の記録とした。議事録は書記官が作成し、議長・書記官長の署名を要する点で速記録よりも公文としての上位性を持つ記録として想定された。

③「議事要録」（フランスの *compte rendu analytique*）に類似した、速報性を重んじた議事

の報告記録は採用されなかった。

④会議の公開が前提とされない委員会の記録については、委員長等の署名（捺印）を必要とし、保存もされる記録として委員会の会議録が想定された。

⑤本会議についてはほぼすべての回に速記が付された。速記録については、要録的な速記録ではなく、直接話法で発言を記していく全文筆記方式がとられた。

⑥委員会の速記録について議院法や両院規則上の規定にはなかったが、一部の委員会については、第1回帝国議会から速記が付された。

⑦議事に関する記録の公表方法としては、本会議の議事速記録を官報の号外（一部の回は附録）として掲載するという「官」による作成・印刷の方法が採用された。

⑧規律を乱す発言については、議長が取消を命じた発言は速記録に記載しないという規定が設けられたが、制定過程で検討された新聞（報道者）のみを対象とした規制の明文規定は置かれなかった。

III 各記録の展開

明治23年11月、第1回帝国議会が開幕し、実際に記録の運用が始まった。個々の記録の姿は、実際の運用を経て、ときに合理化され、ときに充実し、変化していった。総じていえば貴族院に比して衆議院のほうが大胆な変化を加え、院による違いも生まれた。

本章では、帝国議会開設以降の記録の展開の過程を追った上で、前章で触れられなかった両院協議会の会議の記録、秘密会の会議録などについても紹介し、あわせて記録相互の関係の変化にも触れる。

(75) 第1回帝国議会から、衆議院において作成された「記事摘要」（のち「議事摘要」）は議案の経過などを会期ごとのスパンで整理した冊子であり、速報性の高い *compte rendu analytique* とは性格が異なる。

(76) 「梧陰文庫」A1031（国学院大学所蔵、雄松堂書店マイクロフィルム）

(77) 大石編著『議院法 明治二十二年』前掲注(25), pp.441-473.

(78) 衆議院第一回通常会議事速記録第一号 明治23年12月2日 p.1.

1 議事録（本会議）

(1) 記録の性格

議事録は「議院記録中ノ最モ正確ナル公文」⁽⁷⁹⁾であって、議院の出来事を簡明に記録するものである。

議事録の作成主体は書記官であり、例えば「議長ハ書記ヲシテ左ノ報告ヲ朗読セシム」「議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ」といった記述がされ、（書記官からみた）間接話法で記入されることに特徴がある。

議事録の記載内容は、本稿第1章第2節で紹介した両院規則の定める内容のとおりである。

両院とも、議事録は会期ごとに巻や回が変わり、日付ごとに第一、第二といった号が与えられる。例えば、第15回帝国議会衆議院の冒頭の会議については、第十五巻第一号となる。

議事録では、発言者名に、「君」等に相当する敬称は付されない（速記録では例えば「植木枝盛君」の「君」のように付される）。これは、議事録は議院が自ら作成する公式の記録であって、日本の公文書の慣習にのっとり敬称を省くという意味合いがあった⁽⁸⁰⁾。

異議申立の方法としては貴族院においては、書記官が作成した議事録を次回の会議の一日間議場に置き、一定の異議申立期間を確保するという方法をとっていた⁽⁸¹⁾。ただ、大正14年頃の貴族院の記録によれば、この手続きによる異議の申立ては、第1回帝国議会以降、一度もなかったとい⁽⁸²⁾、異議申立て制度は形骸化していたものであろう。

(2) 保存版と印刷版

議事録には、各院とも、議院法・両院規則に定められるところの保存版（議長及び書記官長の署名を必要とする原本）と、印刷版（若干部数印刷される議事録）の2種がある。保存版と印刷版の最大の違いは、署名の有無（原本性の保証の有無）である。

貴族院では、議事録（保存版）について帝国議会末期まで上等の和紙（鳥の子紙）に書記官が墨書で記す方法を取り、1部のみ作成して墨書版を保存版としていた（帝国議会末期にはタイプとなったという）⁽⁸³⁾。こうして保存される原本の議事録とは別に、印刷版の議事録が一定部数印刷された⁽⁸⁴⁾。

一方、衆議院では早くから、活版印刷したものの2部を保存版（正本・副本）としていた。議事録は書記官が調製した後、書記官長の検閲を経て印刷に付し、印刷した議事録のうち2部は議長及び書記官長（代理の場合は代理の書記官）の署名を付して、衆議院の倉庫に保存されるというプロセスを取り⁽⁸⁵⁾、これとは別に印刷版の議事録も一定部数印刷された。

(3) 貴族院での議事録作成の実態

前述のように貴族院では、議事録の保存版正本は墨書で記され、次回の会議の冒頭までに本会議の議場に配置する必要があったため、作成を担当する書記官の負担は重かった。その結果第10回帝国議会の終わりには、とりあえず「仮正本」を議場に置き、正本を事後に作成する方向に転換した。

(79) 「議院規則等ニ関スル書類」（「小林次郎関係資料」，尚友倶楽部所蔵）

(80) 同上

(81) 『貴族院先例録 自第1回議會至第65回議會』貴族院事務局，1935，p.260.

(82) 「議院規則等ニ関スル書類」（「小林次郎関係資料」，尚友倶楽部所蔵）衆議院においては、訂正手段を確保していたのか否か、行っていたとすればどのような方法かなどが判明する史料は、管見の限りでは見当たらない。

(83) 『貴族院職員懐旧談集』前掲注(71)，p.191.

(84) 『貴族院事務局史』前掲注(22)，pp.192-193.

(85) 『衆議院先例彙纂 大正元年12月校訂増補』1913，p.514. 第1回帝国議会時点で、貴族院の公文簿冊には、「議事録正本綴込」という簿冊名がある。（『貴族院事務局諸課報告 第1期帝国議会』前掲注(21)，p.159.）

抑、議事録正本ハ議院貴重ノ記録ニシテ永遠ニ保存セラルヘキモノナルヲ以テ其ノ淨写ノ如キハ特ニ筆写ニ練熟セル者ヲ撰ヒテ之ヲ担当セシムルモ固ヨリ字体ヲ正シ体裁ヲ整フルノ要アルカ為ニ議事日程ノ繁簡若ハ会議時間ノ長短ニ依リ次回開議マテニ写了シ能ハサルノ困難ハ屢々遭遇セシ所ノ事実ナリ、是ヲ以テ第十回議會ノ終ヨリ次回ノ議場ニ出スヘキモノハ普通ノ用紙（美濃紙罫紙）ニ筆写シタル仮正本ヲ以テシ正本ハ散会后成ルヘク速ニ写成スヘキコトト為レリ⁽⁸⁶⁾

この墨書方式は、帝国議會末期まで続いた。以下に貴族院事務局の職員として議事録の作成を担当した海保勇三の回想を長文ながら引用しておく。

議事録は最後の議會まで作られました。私は四年間か五年間、議事録を書きました。あの鳥の子という良質の紙に、筆で書くのです。本會議の経過をメモして會議が終ると、筆で清書するのです。他の職員が退庁しても、翌日本會議がある場合は、独り居残って議事録を書き上げなくてはならないのです。当時超過勤務手当もありませんでした。しかし、自分の仕事だということで。議事速記録が立派にできているのに、効用のない議事録を書くことに疑問を持ち、若かったので不満をもってやっていました。しかし、法規に規定がある以上どうすることもならなかった。議會が終ると会期中のをまとめて、議長の捺印をいただくために、千駄ヶ谷のお屋敷に持参するのです。半月

位で返されてきた議事録の一部に符箋が付いているのです。ここはこうゆうふうには議長は思うが如何ということが一度ありました。議長が一々目を通して後捺印なさっていたのです。それは当然のことながら驚きました。私は議事録を書くことに不満を持っていたことを反省し、これからは一生懸命に書かなければならないという気持ちで起きました。⁽⁸⁷⁾

貴族院事務局の職員たちの戦後の回想において、議事録は単なる「骨」のみの記録、事務局の「内部的」記録などと表現されたことがある⁽⁸⁸⁾。情報源としてのみとらえれば、議事速記録に掲載されていないが議事録に掲載されている情報は、ほとんどない。

ただし、前章で確認したように、議事速記録が耳で聞いたことをそのまま記録する耳の記録であるのに対し、議事録は、出来事を認定したうえで要点を記す目による記録であって、議長の署名を持つ議院公式の記録であるという違いがあった。議院法の制定過程で見たとおり（本稿第Ⅱ章第2節）議事録が「保存」されることの意味は、単に秘蔵されるという意味ではなく、公証の材料として、有事の際に参照されるという想定があるのである。

2 本會議の議事速記録

(1) 記録の性格

本會議の議事速記録は、議事を詳細に伝える、速記法による逐語的な記録である。

本會議の議事速記録は、両院とも、議院成立の集會から作成された⁽⁸⁹⁾。速記録では、議院成立集會の會議は番号をふられない速記録の号外として出され、議事録においては、成立集會

(86) 『貴族院事務局史』前掲注(22), pp.119-120.

(87) 『貴族院職員懐旧談集』前掲注(71), p.184.

(88) 同上, pp.191, 235.

(89) 『衆議院先例彙纂 大正元年12月校訂増補』前掲注(85), pp.515-516.

であるか否かにかかわらず、通し番号がふられるなどの理由により、同一の会議であっても、速記録の号数と議事録の号数がずれる。議事速記録は発言の逐語的記録を収録する他、議事日程、議案、諸報告なども掲載され、掲載内容が徐々に充実していった。

本会議の議事速記録は、官報の号外として公表され（議会開設当初の例外を除く）、会議の翌日付の官報に掲載された。

(2) 表決時の氏名の記載

投票時の表決の結果を記すかどうかについては、途中で変化があった⁽⁹⁰⁾。

貴族院においては、第24回帝国議会「酒造税法中改正法律案外五件」の表決（明治41年2月22日）について、記名投票を行った場合に議長は参照として賛成者及び反対者の氏名を速記録に掲載し、これが先例化したとされる⁽⁹¹⁾。

衆議院においても、記名投票を行った場合の投票者や氏名を載せるかについては、試行錯誤があった。初めて記名投票の結果が速記録に記載されたのは、第3回帝国議会「選挙干渉ニ関スル上奏案」（明治25年5月12日、河野広中外八名提出）、「選挙干渉ニ関スル決議案」（同14日、中村弥六外一名提出）であったが、これは先例化しなかった。しかし第12回帝国議会「遼東半島ニ関スル件（上奏案）」（明治31年5月30日、鳩山和夫外十名提出）において氏名を速記録に掲

載し、これが慣例化した⁽⁹²⁾。一方無名投票においては、第25回帝国議会全院委員長の選挙（明治41年12月26日）において投票した者の氏名が速記録に掲載され、これが慣例化したとされる⁽⁹³⁾。

(3) 収録内容の変化

投票時の投票者の記載の他にも、議事速記録の収録内容は徐々に充実していった。

議会開設当初から、朗読されない議案も、予算案など浩瀚なものを除いて、参照のために速記録に掲載された⁽⁹⁴⁾。

この他、衆議院における政府への質問については、第1回帝国議会では提出したことを議場に報告するのみにとどまっていたが⁽⁹⁵⁾、第2回帝国議会における植木枝盛の提案により、朗読がされなくても全文が速記録に掲載されるようになった⁽⁹⁶⁾。また衆議院では、第28回ごろから請願の件名、提出者、紹介議員、意見書の全文が掲載されるようになった⁽⁹⁷⁾。これは請願委員長の朗読では全件が紹介しきれないため、断片的な言及にとどまるのを避けて、国民が読む官報に全件を掲載するという意義があったが、多数の請願を一様に扱うという議事手続きの合理化ともなった。

一方、貴族院では、議長の報告のうち閉会中に生じた諸般の事項については、第21回帝国議会以降いちいち朗読せず、速記録に掲載する

(90) 表決の方法としては異議の有無を聞く方法、起立による方法、記名投票による方法、無名投票（無記名の投票、投票者の名前を秘して投票する方法）による方法（人事や懲罰の投票など）などがあった（田口『帝国議会の話』前掲注(16), pp.274-281.）。

(91) 『貴族院先例録 自第1回議會至第74回議會』貴族院事務局, 1939, p.262.

(92) 『衆議院先例彙纂 大正元年12月校訂増補』前掲注(85), pp.517-518.

(93) 同上。（なお『衆議院先例彙纂 昭和17年12月改訂上巻』1942, p.630. では当該の慣例の嚆矢を第25回帝国議会（明治42年2月23日）の採決に求めており、先例の分類や言及の仕方が先例録によって異なる）。

(94) 『衆議院先例彙纂 大正元年12月校訂増補』前掲注(85), p.516; 『貴族院先例録 自第1回議會至第74回議會』前掲注(91), pp.259-260.

(95) 『衆議院先例彙纂 大正9年6月校訂』衆議院事務局, 1920, pp.517-518.

(96) 衆議院第二回通常會議事速記録第十二号 明治24年12月12日 p.158; 衆議院第二回通常會議事速記録第十四号 明治24年12月15日 p.196; 衆議院第二回通常會議事速記録第十五号 明治24年12月16日 p.215.

(97) 第二十八回帝国議会衆議院議事速記録第十九号 明治45年3月12日 p.301; 第二十八回帝国議会衆議院議事速記録第二十一号 明治45年3月16日 p.367.

にとどめられた⁽⁹⁸⁾。

このように、議事速記録の充実は、①議事速記録に載せれば官報として刊行されて議員間や国民に情報が行き渡るといふ、いわば情報公開・情報共有の側面と、②議事運営の合理化のための便宜的な掲載（議案等を速記録に掲載することで朗読の時間を節約できる）という、異なる事情を背景としていた。

なお、貴族院においては、本会議の議事速記録の附録が作成された。議案の本文だけでなく、議事速記録にも掲載されない請願文書表の内容などが掲載され、資料集的な要素も備えた記録として機能していた⁽⁹⁹⁾。

(4) 印刷版の種類

議事速記録が官報号外（議会開設当初の一部は官報附録）として発刊されたことは現代に続く慣例であり、広く知られている。注意すべき点として、貴族院の本会議の議事速記録の印刷版には、官報版の他に貴族院事務局が会期ごとに印刷した貴族院事務局版がある。これは、会期後に貴族院事務局の名のもとに印刷されるもので、官報版以降の修正等を反映させた、より正式な版である。国立国会図書館議会官庁資料室の所蔵本によると、会期ごとに編纂され、表紙や奥付もある。官報版と貴族院事務局版ではときに段組みが異なり、頁付も異なる。また、この貴族院事務局版には、官報版発刊後に出された正誤表が織り込まれた形で印刷してあるな

ど、ときにテキストも異なる。貴族院図書館等の蔵書を引き継ぐ同室所蔵の範囲では、第56回帝国議会までは貴族院事務局版があり、それ以降は官報版となっている。第57回、ないしそれ以降の会期に貴族院事務局版の作成が廃止された可能性が推定されるが即断できない。当時、外国議会の方法を参考にして、日本の貴族院でも会期ごとの版を作成したものと思われる⁽¹⁰⁰⁾。

(5) 印刷版の用途

印刷版の用途には、開会中に議員、政府委員等の関係者に配付される審議材料としての役割がある一方で、閉会後に関係者に配付されるものもある。

この一端がうかがえる好史料『貴族院事務局史』（明治31年）によって、以下明治31年頃の貴族院における用途を見てみよう。貴族院では、閉会中に印刷される印刷物は印刷局または民間の印刷業者に印刷させた⁽¹⁰¹⁾。また、会期ごとにまとめた議事の記録を①天皇・皇后、②議員、③衆議院、④政府、⑤海外などに送付していた⁽¹⁰²⁾。同じく『貴族院事務局史』によると、編纂された議事速記録は、特別の装丁をとって天皇・皇后に3部が謹呈され⁽¹⁰³⁾、また製本された議事録及び議事速記録は、イギリス、プロイセン、オーストリア、アメリカ合衆国、フランス、イタリア、ベルギー、スペイン、チリの各上院にも送られた⁽¹⁰⁴⁾。ことに興味深いのは、

(98) 『貴族院先例録 自第1回議会至第65回議会』前掲注(81), p.124.

(99) 国立国会図書館議会官庁資料室の所蔵する範囲では、第8-56回帝国議会での刊行が確認される（請求記号BZ-6-4）。掲載内容に変遷があるが、第8回（明治31年8月27日刊行）では、勅語、政府通牒、政府報告、委員会報告、衆議院通牒、上奏案、建議案、決議案、質問答弁、請願、議事経過一覧表が掲載されている。

(100) なお、速報性の高い日報版（Daily版）や仮版の他に正式な版を作製するのは、世界の議会の主流である。やや古い調査だが、オコンネル報告『議会速記録の作成と刊行—各国議会議務総長会調査報告書』前掲注(7), p.10.によれば、同報告で取り上げられた23か国1会議のうち、何らかの仮版を置かないのは、日本とスペインのみとされている。

(101) 『貴族院事務局史』前掲注(22), pp.193-194.

(102) 「議事課庶務細則」（明治24年10月改定）第10条では、議事録を閉会後に印刷して政府、議員、衆議院に送付すると定めている（『貴族院事務局史』同上, p.113.）。

(103) 『貴族院事務局史』同上, p.598.

(104) 同上, pp.595-596.

日本の憲法制定・議会政治の開始にあたって重要な助言と影響を与えた各国の下院関係者—イギリス下院書記官長パルグレイブ、ドイツ帝国議会下院書記官長クラインシュミット、オーストリア下院副議長クルメッキ、フランス下院書記官長ピエール、ベルギー下院書記官長テルヘッカーにも⁽¹⁰⁵⁾、議事速記録の送付がなされたことである。

(6) 英文官報と英文の議事速記録

なお、戦後、両院において、英文官報が作成された時期があった。GHQ/SCAP（連合国最高司令官総司令部）の指令（SCAPIN 744-A）に基づいて作成され⁽¹⁰⁶⁾、発行期間は、昭和 21（1946）年 4 月 4 日から「日本国との平和条約」（サンフランシスコ条約）が発効する昭和 27（1952）年 4 月 28 日までの約 6 年 1 か月に及んだ。この一環として、官報英訳版速記録の刊行が昭和 21 年 4 月 20 日から始まり、第 13 回国会衆議院会議録第 37 号、第 13 回国会参議院会議録第 34 号をもって廃止された⁽¹⁰⁷⁾。

3 委員会の会議録

(1) 記録の性格

委員会の会議録は、委員会の事実を記録し、委員長等の署名の上、各議院に保存される記録である。

日本では委員会においても、「会議録」と「速記録」を並立させる方法によってスタートしたが、貴族院と衆議院では記録の性格に相当な違いが生まれていった。

(2) 貴族院—委員会会議録—

貴族院の委員会では、速記が付される回と付されない回があり、同一の会議に会議録と速記

録が両方作成される場合と、会議録しかない場合があった。

後者の場合、委員長、副委員長の名前や選挙の結果、委員、分科会委員の名前、付託される事件名などが記され、さらに、発言者の氏名、発言の要旨、修正事項等が記される。

また、速記を付すかどうかで会議録採録項目の詳細さを決める慣行が徐々に確立し、速記を付した場合は、議事の内容は速記録に譲る旨を付記し、そうでなければ、筆記によって摘録するようになった。この慣例は時期によっても若干異なるが、第 1 回～第 65 回帝国議会の先例録によれば、【表 2】のような慣行が成立していた。

(3) 衆議院—委員（会）会議録—

第 1 回～第 14 回帝国議会において、委員会の会議録は、会議の要点を書記官の視点で記すものであった。また、この他、委員会の速記録も作成された（ただし全ての会議において速記録が作成されたわけではない）。

第 15 回帝国議会において、速記を付した会議について、委員会の速記録の委員会の会議録への編入が決められたことにより、衆議院の委員会では会議録と速記録の併存状態が解消され、名称及び内容が「会議録」に一本化された。これは、第 15 回議会の本会議（明治 33 年 12 月 26 日）において、速記録と会議録の内容に重複があるという議長の提起により、速記録を会議録に編入する動議が可決されたことによる。「速記録」という名称が消えたが、速記の記録が消えたわけではない。会議録と速記録の収録内容は一部重複しており、これらが統合され、名称は「会議録」に一本化したという実情がある。

したがって、第 15 回議会以降の衆議院の会

(105) 同上, pp.595-596. 米国「ミシガン州図書館」にも送付。

(106) 竹前栄治監修『GHQ 指令「SCAPIN-A」総集成 第 2 巻』エムティ出版, 1997, p.803.

(107) 大蔵省印刷局編『官報百年のあゆみ』前掲注(51), pp.102-114. 英文官報の解説は、名古屋大学大学院法学研究科附属法情報研究センター「英文官報」<<http://jalii.law.nagoya-u.ac.jp/project/jagasette>> を参照。

議録のタイトルは「○○委員(会)会議録」といった形をとるが、①速記の記録であったり、②「筆記」の記録であったりする。また、①②が例外的に混じる「筆記・速記」というパターンもあった。

(4) 保存版と印刷版

委員会の会議録には、委員長等の署名を必要とする保存版原本と、議員等への印刷配付版があった⁽¹⁰⁸⁾。

4 委員会の速記録

(1) 記録の性格

委員会の速記録は、逐語的に記す点では本会議の議事速記録と同様である。相違点としては、すべての会議に速記が付されるわけではな

いこと、議案本文などが掲載される本会議の議事速記録と異なり、付録的な要素の部分が少なく、討議の記録としての要素が強いことなどがある。

速記を付す範囲には院によって相当の差があるので、以下各院の特徴を見ていきたい。

(2) 貴族院一委員会の速記録一

各種先例録によると、速記を付す範囲には委員会によって差があった⁽¹⁰⁹⁾。

資格審査委員会では基本的に速記を付さないが、速記が付される場合もあった⁽¹¹⁰⁾。予算委員会では第1回帝国議会以降、原則として速記が付された⁽¹¹¹⁾。予算委員会分科会については第9回議会までは速記を付すことはごく稀であったが、それ以降は原則として付された。請

表2 貴族院委員会会議録の採録項目（第1回～第65回貴族院委員会先例録より）

速記なしの場合の委員会会議録採録項目	速記ありの場合の委員会会議録採録項目
委員選挙の年月日及び其の氏名	委員選挙の年月日
正副委員長互選の年月日	正副委員長互選の年月日
互選会出席委員の氏名	互選会出席委員の氏名
正副委員長当選者氏名及得票数	正副委員長当選者氏名及得票数
互選の方法	互選の方法
分科決定事項並分科担当委員及兼務委員の氏名、年月日	分科決定事項並分科担当委員及兼務委員の氏名、年月日
委員の異動、年月日	委員の異動、年月日
小委員選定の年月日及其の氏名	小委員選定の年月日及其の氏名
小委員会委員長互選の年月日及其の氏名	小委員会委員長互選の年月日及其の氏名
付託事件名	付託事件名
出席せる委員、兼務委員、分科担当外委員及委員外議員の氏名	—
出席せる國務大臣、政府委員及び説明員の氏名	—
回数、年月日	—
開会、休憩及散会の時	—
発言者の氏名	—
決議事項及議事摘要	—
採決の方法及其の結果	—
修正の條項	—
其の他の事項	其の他の事項
議案及議決報告書綴	議案及議決報告書綴
—	議決報告の事件名、年月日

(出典) 『貴族院委員会先例録 自第1回議会至第65回議会』貴族院事務局, 1935, pp.139-141 より筆者作成。

(108) このうち印刷版の会議録の議員への配付状況は時期によって差がある。例えば貴族院委員会会議録は議会閉会后印刷して議員に配付していたが、第52回議会以降は配付を行わなくなった。(『貴族院委員会先例録 自第1回議会至第65回議会』貴族院事務局, 1935, pp.141-142.)

(109) 同上, pp.142-143.

(110) 『貴族院委員会先例録 自第1回議会至第65回議会』同上, pp.142-143. 第51回帝国議会、議事の一部に速記を付した。配付の範囲は委員のみに限られた。

(111) 同上, pp.142-143. 第2回帝国議会予算委員会及び第25回帝国議会予算委員会(明治42年3月4日)には付されなかった。

願委員会では、第58回議会までは委員長の要求のある場合を除いて速記が付されなかったが、それ以降は付された。請願委員会分科会では、第30回議会以降速記が付されたことが多い。決算委員会では、第1回議会から原則として付されたがごく一部の例外があった⁽¹¹²⁾。決算委員会分科会では第31回議会以降は速記が付され、決算委員会小委員会（国有財産審査のため）の議事は第51回議会以降速記を付された⁽¹¹³⁾。

特別委員会については、委員長の要求または事務局の判断によって速記が付されることもあったが、付されないことも多かった。特別委員会小委員会については、稀には小委員会の要求により速記が付されたが、原則としては付されなかった。

(3) 衆議院一委員会の速記録—

第30回帝国議会（大正元年12月27日開院式）以降、委員長及び理事互選の会議以外については、ほぼ速記を付すようになっている⁽¹¹⁴⁾。衆議院の委員会速記録は、貴族院と比較すると速記を付す範囲が広い。

(4) 全院委員会

全院委員会は各院において議員全員が参加する委員会であるが、常任委員会と異なり、両院規則には、全院委員会の会議録に関する規定がなかった。全院委員会の議事の記録は、慣習上本会議の議事速記録と同列に作成され⁽¹¹⁵⁾、官報に掲載され、本会議と同様に公開された。ただし、全院委員会の記録には、本会議の「議事録」

に相当するものが作成されず、記録実務上、委員会の通例とも本会議の通例とも距離があった。

5 決議録

(1) 記録の性格

決議録とは明治24年～大正14年の衆議院に存在した記録で、議院の決議を記す記録である。決議録新設に関する衆議院規則改正の提案者植木枝盛によると、年代を経ても前の決議がどのような決議であったかを後世に残す目的があった⁽¹¹⁶⁾。

(2) 保存版と印刷版

決議録は、書記官が作成し、書記官長の検閲の上で、衆議院に保存された。印刷はされず、原本の2部のみが衆議院に保管された⁽¹¹⁷⁾。

6 両院協議会の会議の記録

(1) 記録の性格

両院協議会の議事録と速記録については、両院協議会規程（明治24年2月28日貴族院議決、同3月2日衆議院議決）で定められていた⁽¹¹⁸⁾（同規程第13条）。

両院協議会議事録の作成は、両院規則の議事録の規定を準用する形で運用され、議事録には委員の氏名、当日の議長、開会散会の日時、出席國務大臣、政府委員及び両院議長の氏名、会議に付された議案の題目、議題となった動議及び動議者（発議者）の氏名、決議事項、表決及び可決の数を計算したときはその数、その他協議会において必要と認められた事項が記載された⁽¹¹⁹⁾。

(112) 同上, pp.142-143. 第21回帝国議会決算委員会（明治38年1月25日）を除いて付された。

(113) 同上, pp.142-143.

(114) 『衆議院委員会先例彙纂 大正9年6月校訂』衆議院事務局, 1920, p.249.

(115) 田口『委員会制度の研究』前掲注(9), pp.490-491.

(116) 衆議院第二回通常会議事速記録第六号 明治24年12月5日 p.53.

(117) 『衆議院先例彙纂 大正元年12月校訂増補』前掲注(85), pp.514-515.

(118) 議事録と速記録の他に、各院の協議委員の議長は、各1通の報告書を作成して、各院の議長に提出することとなっていた（田口『委員会制度の研究』前掲注(9), pp.578-579.）。

(119) 同上, pp.578-579.

両院協議会速記録は、両院規則の速記録の規定を準用して、協議会の議事を速記したものを編纂し、開会散会の日時、その他重要な事項が記載されていた。議事録の作成、速記録の編纂は各院の書記官が担当し、記載した事項に対して異議があるときは協議会が決するとされた（同規程第14条、第15条）。

(2) 保存版と印刷版

議事録及び速記録は各2部を作成し、当日の会議を整理した協議会議長が署名捺印し、各院において、一部が保存されることとなっていた（同規程第13条）。なお、今日国立国会図書館議会官庁資料室には一部の速記録等が所蔵されており、一定部数の印刷もなされたと考えられる。

7 秘密会の記録と速記の「停止」

個々の記録については以上に述べたとおりであるが、「秘密会」の記録と、速記の「停止」についても若干付記しておきたい。

本会議・委員会ともに開催された「秘密会」の記録については、「秘密会議ハ刊行スルコトヲ許サス」（議院法第39条）との規定により、速記を付した場合でも、その刊行は議院法下では禁じられ、印刷や関係者への配付はされなかった⁽¹²⁰⁾。先例録によると貴族院では一部の秘密会についてのみ速記が付されたとされている⁽¹²¹⁾。

また、衆議院本会議の秘密会では第13回帝国議会以降について速記が付され、衆議院委員会では懲罰委員会ではほぼ速記が付されたとされているが、他の委員会では速記が付されない

ことがあったとされている⁽¹²²⁾。

また秘密会とは異なるが、委員会や政府の要求によって、速記が止められたり、付された速記が削除されたりすることもあった⁽¹²³⁾。

8 記録相互の関係

さて、本章で示したように、個々の記録はその役割をすみわけていると同時に、実際に運用されていく中で内容も変化した。記録相互の関係にも変容がみられる。

本会議の記録である議事録と議事速記録は、両院とも第1回帝国議会から最終回（第92回）まで作成された。この二者のうち、相対的に変化が大きかったのは、議事速記録のほうである。議事速記録が、議事の合理化に加えて議員や国民に対するいわば情報公開の目的が重なり合って充実への道を辿ったのに対し、議事録の記載内容は変化が小さかった。

委員会の会議録と委員会の速記録との関係については、貴族院と衆議院では大きく異なる。貴族院では、第1回から第92回まで委員会の会議録と委員会の速記録が併存し、速記が付される回では、速記が付されない回に比べて、委員会会議録の記述を相対的に簡略とする慣行が成立した。一方の衆議院では、第15回以降、会議録に速記録の内容を流れ込ませる（編入）という大胆な合理化が行われ、事実上、会議録と速記録が統合され、呼称は、委員（会）会議録に一本化された。

本会議の議事録と議事速記録との関係は、委員会の会議録と速記録との関係になぞらえられることがある。確かに、議事録や会議録が署名

(120) 帝国議会下の秘密会については、加藤木理勝「議会の秘密会と今後の課題—帝国議会の会議に係る法規範と運用を中心に」『議会政治研究』36, 1995.12, pp.1-18. を参照。また、衆議院の審議記録については、今野彥男『国会運営の法理—衆議院事務局の視点から』信山社出版, 2010, pp.276-282.

(121) 『貴族院先例録 自第1回議會至第74回議會』前掲注(91), pp.217-218; 『貴族院委員会先例録 自第1回議會至第74回議會』貴族院事務局, 1939, pp.50-52.

(122) 『衆議院先例彙纂 昭和17年12月改訂 上巻』前掲注(93), pp.571-574; 『衆議院委員会先例彙纂 昭和17年12月改訂』衆議院事務局, 1942, pp.61-65.

(123) 『貴族院委員会先例録 自第1回議會至第65回議會』前掲注(108), pp.144-145.

され、両院規則上の「保存」される記録であること、双方とも同じく書記官からみた間接話法の記録である点では類似点がある。しかしながら、議事録と委員会の会議録では記録としての理念が異なり、記載内容が異なる点にも注意を要する。第1回～第14回帝国議会の衆議院及び第1回～第92回帝国議会の貴族院の委員会の会議録では、発言の要旨がまとめられる場合、「議員名 ○○ナリ」等と直接話法に近い書き方で、発言が摘録されることもあれば、新旧対照表のような形である程度わかりやすく修正の経過がまとめ直されることもある。主に議決の骨組みを記す議事録と異なり、委員会の会議録は、委員会の速記録が作成されない際に、速記録を補完し代替する性格も併せ持つ。

IV 活用にあたって

帝国議会時代の「会議に関する記録」は、当時の原本や印刷版が公的機関に保存され、国立公文書館や国立国会図書館議会官庁資料室において閲覧に供されている。また、各種の翻刻や復刻、検索システムを通じて、本会議の議事速記録だけでなく、委員会の速記録、委員会の会議録の一部も参照することができ、すでに広く活用されている。

しかし、前述のとおり「会議に関する記録」の種類や変遷の過程は複雑であり、それぞれの記録や収蔵機関の性格を理解しなければ、記録の誤読を招きかねない。本章では、今日の代表的な収蔵機関や、翻刻・復刻、検索システムの収録対象、これらを情報源として利用する際の注意について、前章までに触れた個々の記録の性格とその変化に着目しながら紹介する。

1 主な収蔵機関

(1) 各議院

帝国議会から国会への変化を経ても記録保管上は連続性があり、帝国議会時代の衆議院の各種記録は衆議院に、貴族院の記録の一部は参議院に引き継がれたとみられる⁽¹²⁴⁾。帝国議会期にも衆議院で作成された編綴記録である議事総覧は「一会期中に係る法律案、予算案、決算等の議案類及び質問主意書、請願と、公報、会議録等の記録類を編集したもの」⁽¹²⁵⁾であって時期により収録内容に変遷があるが、衆議院の、議事録・本会議の議事速記録・委員会の会議録や速記録は基本的に収録の対象となっている。

両院規則に規定されている保存される記録（本稿で紹介した中では議事録・委員会の会議録・決議録の、保存版）の中でも、不慮に失われたものもあった。例えば、貴族院の墨書で記された議事録の保存原本のうち第49回帝国議会以前の会期の分は、火災で焼けてしまったという証言がある⁽¹²⁶⁾。衆議院の議事録の一部も焼けたとみられるが、大日本帝国憲法制定50年記念事業の一環として衆議院内に設置された「憲政史編纂会」の旧蔵資料には、議事録（写本）からの筆写が断片的に掲載されている⁽¹²⁷⁾。

(2) 国立公文書館

国の行政文書等を所蔵する国立公文書館も、帝国議会に関係する資料を保存し公開している。大日本帝国憲法下においても、政府は、議会審議の重要なアクターであり、広義の議会審議にかかわる資料が「公文類聚」等の各種公文書に収録されている。

このうち、「会議に関する記録」としては「内閣公文 第13類 帝国議会議事録」「内閣公文

(124) 公文書管理の在り方等に関する有識者会議「衆議院事務局における文書管理の現状について」（第11回配布資料資料3）（平成20年9月25日）内閣官房ホームページ <<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/koubun/dai11/siryou3.pdf>>

(125) 『議院関係資料・図書目録』衆議院議事部資料課，1986，凡例。

(126) 『貴族院職員懐旧談集』前掲注(71)，p.189。

(127) 「明治二四年資料」（『憲政史編纂会収集文書』764-21，国立国会図書館憲政資料室所蔵）他

第14類「帝国議会委員会議録」があり、国立公文書館において閲覧が可能であり、同館のウェブサイト上でも画像を見ることができる。題箋や印記として「法令類聚 附録」「内閣総理大臣官舎」「内閣文庫」とあるものなど、来歴は複数の系統からなり、当時の簿冊の標題の付け方もまちまちだが、内容としては、第13類は（帝国議会当時の表現で言うところの）本会議の議事速記録であり、第14類は（帝国議会当時の表現で言うところの）貴族院の委員会の速記録及び衆議院の委員会の速記録（第15回帝国議会以降の会議録を含む）である⁽¹²⁸⁾。

この第13類の貴族院の本会議の議事速記録は基本的に官報版であり、国立国会図書館議会官庁資料室等に所蔵された貴族院事務局版と頁付等が異なる。両者を見比べる際は底本の違いに注意が必要である。

(3) 国立国会図書館議会官庁資料室

国立国会図書館議会官庁資料室の帝国議会資料は、貴族院図書館本、衆議院図書館本、帝国図書館本を中核に複雑な来歴を持つ⁽¹²⁹⁾。未所蔵の会期も多く、内容が細部で異なる資料が同列の書誌を持つなど来歴の複雑さに注意を要するが、同室は、議案、予算案、決算、質問・答弁、請願文書表、請願の報告、貴族院彙報、衆議院公報など多岐にわたる両院の帝国議会資料を有し、国内屈指の所蔵機関である。なお、本来、保存版は議院のみに保存されるものであり、

同室所蔵分はすべて印刷配付版である。

「会議に関する記録」に関する主な所蔵状況は次のとおりである。また、画像掲載サイトである「国立国会図書館デジタル化資料」や「帝国議会会議録検索システム」において⁽¹³⁰⁾、インターネット上で見られる資料もある。また、これらのサイトに掲載された資料については、紙媒体ではなく、上記のサイトによって閲覧することとなる。所蔵及び収録の回次は次のとおりである（2012年12月現在）⁽¹³¹⁾。

貴族院議事録

所蔵：第1-12回

国立国会図書館デジタル化資料：第2-12回

衆議院議事録

所蔵：第2-4,6,8-10,14,15,18,19,21-33,35,36,40,44,47,50-72回

国立国会図書館デジタル化資料：同上（館内限定閲覧）

貴族院委員会会議録

所蔵：第1-80回（欠7,11,17,19回）

国立国会図書館デジタル化資料⁽¹³²⁾

第2,8-10,12-16,18,20-27,52-56,58,59,61-80回

衆議院委員会会議録（第1回～第14回）

所蔵：第2-10,12,13,14回

国立国会図書館デジタル化資料：第2-10,12,14回

本会議・委員会の速記録 / 衆議院委員（会）会議録（第15回以降）

(128) 帝国議会文書の紹介として、松尾正人「大日本帝国議会文書」『日本古文書学講座 9（近代編 1）』雄山閣出版、1979、pp.107-118。

(129) 同室の帝国議会資料は①衆議院（図書館）から移管された議事総覧②議事総覧系列ではない衆議院図書館本③貴族院図書館本④事務用貴族院本（書記官長用、特定の課用など）⑤桜田文庫（立憲民政党政務調査館旧蔵本）⑥議員旧蔵の帝国図書館本⑦帝国図書館が購入した議事総覧⑧衆議院が帝国図書館に寄贈した帝国図書館本などからなる。

(130) 「国立国会図書館デジタル化資料」<<http://dl.ndl.go.jp/>>;「帝国議会会議録検索システム」<<http://teikokugikai.ndl.go.jp/>>

(131) 中山信一郎「ごぞんじですか？ 帝国議会会議録検索システム」『専門図書館』244、2010、pp.49-53。にも所蔵状況の紹介がある。

(132) 「国立国会図書館デジタル化資料」にはインターネット公開されている資料と国立国会図書館内でのみ見られる館内限定閲覧の資料がある。貴族院委員会会議録にも館内限定公開閲覧資料があり、館内限定閲覧として掲載されている会議録の回次は第28,34-36,37,41-51回である。

両院の本会議の議事速記録／貴族院の委員会の速記録／衆議院の第1回～第14回の委員会の速記録／衆議院の第15回～第92回の委員(会)会議録をほぼ網羅的に所蔵。欠損分を衆議院・参議院所蔵本から補い「帝国議会議録検索システム」に掲載。

決議録

衆議院で保存されたとされる記録であり、国立国会図書館には存在しないと思われる。

2 翻刻・復刻、データベース

それでは当時の「会議に関する記録」のうち、翻刻や復刻、データベースはどの部分をカバー

するものなのか。

特に網羅性が高い代表的な刊行物(翻刻・復刻)については、【表3】を参照されたい。大規模な翻刻・復刻の嚆矢は大正15年から刊行が始まった『大日本帝国議会議録』(翻刻)である。さらに戦後には、【表3】にあるように、本会議の議事速記録、委員会の会議録(一部分の時期)、委員会の速記録について復刻の出版やデータベースの公開が進んだ。これらは当時の記録へのアクセスを助け、今日、幅広く利用されている⁽¹³³⁾。

3 活用上の注意

復刻等にせよ、当時印刷された版を用いるに

表3 帝国議会議事録・本会議議事速記録・委員会の会議録・委員会の速記録等の主な復刻・翻刻状況

記録の種類	貴族院	衆議院
議事録(本会議)	—	—
本会議の議事速記録	『大日本帝国議会議録』(翻刻)(第1回-第54回議会、大日本帝国議会議録刊行会、1926-1930)全17巻(総索引1巻) 『帝国議会議録』(第55回議会-第92回議会、社会問題資料研究会編、東洋文化社、1975-1979)全54巻 『帝国議会議録』(第1回-第92回議会、東京大学出版会、1979-1985)全74巻	『帝国議会議録』(第1回-第92回議会、東京大学出版会、1979-1985)全86巻 『帝国議会議事録』第1回議会-第92回議会(マイクロフィルム、雄松堂書店、1974)
委員会の会議録	明治期:『帝国議会議録』(第1回議会-第28回議会、臨川書店、1995-1996)全29巻 大正期:『帝国議会議録』(第29回議会-第51回議会、臨川書店、1981-1988)全22巻	明治期:『帝国議会議録』(第1回議会-第28回議会、東京大学出版会、1985-1989)全72巻 ※第1回-第14回の委員会の速記録と第15回-第28回の委員会の会議録からなる。 ※第1回-第14回の委員会の会議録はこれには収録されていない。 大正期:『帝国議会議録』(第29回議会-第51回議会、臨川書店、1981-1988)全50巻 昭和期:『帝国議会議録』(第52回議会-第92回議会、東京大学出版会、1990-2000)全172巻
委員会の速記録	明治期:『帝国議会議録』(第1回議会-第28回議会、東京大学出版会、1985-1988)全28巻 大正期:『帝国議会議録』(第30回議会-第51回議会、臨川書店、1981-1988)全28巻 昭和期:『帝国議会議録』(第52回議会-第92回議会、東京大学出版会、1990-2000)全127巻	明治期:『帝国議会議録』(第1回議会-第28回議会、東京大学出版会、1985-1989)全72巻 ※第1回-第14回の委員会の速記録と第15回-第28回の委員会の会議録からなる。 ※第15回以降、委員会の速記録は委員会の会議録に編入。『帝国議会議録』を参照。 ※第15回以降、委員会の速記録は委員会の会議録に編入。『帝国議会議録』を参照。
決議録	—	—
本会議議事速記録の索引	『帝国議会議録索引』(文化図書、1994)全5巻	『帝国議会議録索引』(文化図書、1994)全5巻
秘密会の速記録	『帝国議会議録秘密会議事速記録集』(衆議院事務局、1996) 『貴族院秘密会議事速記録集』(参議院事務局、参友会、1995) 『衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録』(衆議院事務局、1995)	
画像が搭載された検索システム	帝国議会議録検索システム(国立国会図書館) < http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/ > ①両院の全会期の本会議の議事速記録 ②貴族院の全会期の委員会の速記録 ③衆議院の第1回～第14回議会の委員会の速記録 ④衆議院の第15回議会以降の委員会の会議録 ⑤両院協議会の速記録	

(出典) 各種復刻版・翻刻版等より筆者作成。

(133) 帝国議会議録検索システムの紹介として、中山「ごぞんじですか? 帝国議会議録検索システム」前掲注(131), pp.49-53; 内藤一成「国立国会図書館『帝国議会議録検索システム』について」『歴史学研究』883, 2011.9, pp.58-59.

せよ、「会議に関する記録」を情報源として利用する際には、次の諸点に注意することが必要であろう。

第一に、復刻等において当時の記録の呼称と違うタイトルで販売されているものが混在していることである。日本では、今日、「議事録」「会議録」といえば、広く会議の議事の記録を指す。また帝国議会期の個々の記録のすみわけや呼称は分かりにくく、相違についての認識が分かりやすい形で共有されてきたともいえない。こうした背景が重なりあってか、当時の呼称と、今日の復刻における書誌はときに異なるので、取り違えないよう注意が必要である（【表3】参照）。

なお、「国会会議録検索システム」と対をなすシステムである「帝国議会会議録検索システム」の収録対象はおおむね次のとおりである⁽¹³⁴⁾。

- ①両院の全会期の本会議の議事速記録
- ②貴族院の全会期の委員会の速記録
- ③衆議院の第1回～第14回帝国議会の委員会の速記録
- ④衆議院の第15回帝国議会以降の委員会の会議録
- ⑤両院協議会の速記録⁽¹³⁵⁾

一方、「帝国議会会議録検索システム」において議事録、第1回～14回の衆議院の委員会の会議録、第1回～第92回の貴族院の委員会会議録、秘密会の記録等は収録対象ではない。第15回以降、貴族院と衆議院では、委員会の「会議録」の語義が異なるから、特に注意を要する。

第二に、記録ごとの変遷に注意を払う必要がある。前述のとおり、本会議の議事速記録の収

録内容は、記名投票の際の投票者の氏名の記載や請願件名・質問の掲載などの点において、時期、院によって違いがある。

第三に、同じ復刻であっても、異版の記録が混在している点に注意が必要である。例えば、東京大学出版会復刻の貴族院本会議の議事速記録では、官報版と貴族院事務局版が混在する形で復刻されている（両者はページ数や段組みが異なる）。同書の凡例には、底本は国立国会図書館法令議会資料室とあるが（同室は議会官庁資料室の前身）、広中俊雄氏（法学者）の出版社への聞き取りによれば、底本は法令議会資料室本の他に参議院所蔵資料が混在している⁽¹³⁶⁾。

第四に、記録間の関係に注意が必要である。特に第1回～第14回帝国議会の衆議院、第1回～第92回の貴族院の委員会がかかわる議案の場合、議事速記録及び委員会速記録のみを調べると委員会での議論を見落とす可能性がある。特に貴族院では、委員会の速記が付される範囲が衆議院より狭く、相対的に委員会の会議録の役割が大きい。特に議案の内容ごとに設置される特別委員会では、速記を付すかどうかケースバイケースで決まり、ときに実質的な条文修正が行われる小委員会の記録は、会議録にしかないケースも多い。

第五に、本会議の議事速記録は議会情報の宝庫だが、掲載されていない情報も多いことに注意を要する。一例として、請願の内容摘要である請願文書表等は基本的に議事速記録には載らない。また、議案の審議経過を系統だって調べるには、議事録や委員会の会議録を端から繙くよりも「議案件名録」⁽¹³⁷⁾「日本法令索引」⁽¹³⁸⁾

(134) ごく一部掲載されていないものもある。

(135) 両院協議会の一部には「議事録」が掲載（第16回）。

(136) この点を民法制定過程の会議録に即して批判した研究として、広中俊雄「（法律時評）帝国議会議事速記録の復刻について—民法施行100年の機会に」『法律時報』70(9), 1998.8, pp.2-5. また東京大学出版会の復刻の一部には貴族院の速記録の「附録」が綴じ込まれており、附録の有無はおそらくは底本におけるその有無に依存しているものだろう。

(137) 『衆議院議案件名録 自第一回議会至第六十回議会』衆議院事務局, 1932.3. 改訂: 衆議院・参議院編『議会制度七十年史』帝国議会議案件名録, 1961. なお後者の件名録は質問や建議がないなど前者より収録範囲が限られている。

(138) 日本法令索引（国立国会図書館）<<http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/>>

がはるかに簡便であり、審議内容の摘要を知るには、『衆議院記事摘要』『衆議院議事摘要』『貴族院事務局報告』等もある。

おわりに—帝国議会から国会へ—

昭和22年5月、第1回国会が開幕した。帝国議会時代の本会議の議事録と議事速記録は統合され、委員（会）会議録と委員会の速記録もまた統合されて、帝国議会期の4種類の記録が、本会議及び委員会の会議録に再編される形で、国会会議録の新たなスタートが切られた。

国会の会議録は、帝国議会期からの変化と連続が複雑に絡み合う記録である。本稿で紹介したような帝国議会期の歴史をふまえ、国会会議録の性格を何点か挙げて、結びに代えたい。

第一に、国会の会議録とは、帝国議会の記録の種類を大胆に再編すると同時に、帝国議会の慣例を色濃く反映した記録であるということである。本会議の議事速記録に質問・答弁・請願件名・各種議案を載せること、官報に掲載することなど帝国議会に由来する慣行のうち踏襲されたものが少なくない。

第二に、国会会議録は、「保存」と「公開」との関係が帝国議会期とは異なる形で再編された記録であるということである。国会会議録においても、署名を付して保存される記録と、印刷される記録との区別があるが、法令上、保存される会議録と公開される会議録の差異は、帝国議会期の「議事録」と「議事速記録」の差異ほどではない。また、近年、法的には本会議レベルの公開が規定されていない委員会の会議録を容易に閲覧及び入手できるようにする必要性

も指摘されてきた結果⁽¹³⁹⁾、今日、頒布、図書館、「国会会議録検索システム」などを通じて委員会の会議録へのアクセスが可能な状況にある。今日の国会会議録は、事実上は「保存」と「公開」を両肩に担っているとさえいえる。このことは、速報性や訂正の反映といった事務的な問題にもかかわりが深い。帝国議会期も翌日付の官報に掲載するという慣行がほぼ守られ、法令上は公証性を「議事録」に委ねるという建前となっていた。これに対し、国会の本会議録は議事録及び議事速記録を一本化し、また国際的には異例なことに「仮版」が置かれなかったことから⁽¹⁴⁰⁾、より一層の正確性が求められてきた。他方、速報性への要請も強く⁽¹⁴¹⁾、両院では正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版として本会議及び予算委員会については、平成7年から「議事速報」を作成するようになった⁽¹⁴²⁾。帝国議会開設前夜の明治23年には議事要録（速報版）の作成が濃厚となりながらも採用されなかった事実と重ね合わせると、速報版発行の意味は歴史的にも大きいといえよう。このように「保存」と「公開」の関係は帝国議会期の歴史的経緯に影響を受けながらも、国会期に入って大きな変化を経ている。

第三に、国会会議録は、外国議会の先例からの複雑な影響関係にある記録だということである。明治23年前後の継受に加えて、戦後の占領国米国の影響も重なりあっている。日本国憲法第57条は、GHQ草案の条文の原型をほぼとどめ⁽¹⁴³⁾、①会議録の作成・公表・保存を定めること、②出席議員の五分の一の要求があるときは各議員の表決を会議の記録に記載する、という点で、合衆国憲法第1条第5節第3項と

(139) 委員会の会議録の公表問題については、「参議院改革の歩み」参議院ホームページ <<http://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/ayumi/index.html>>；浅水「会議録作成の現況と近未来—衆議院記録部の場合」前掲注(5)

(140) オCONNELL報告『議會速記録の作成と刊行—各国議会議務総長会調査報告書』前掲注(7), p.10.

(141) 中村陸男・前田英昭編『立法過程の研究—立法における政府の役割』信山社出版, 1997, p.50.

(142) 浅水「会議録作成の現況と近未来—衆議院記録部の場合」前掲注(5), p.28.

(143) “Constitution of Japan,” 12 February 1946, SCAP Files of Commander Alfred R. Hussey, Doc. No. 12, 国立国会図書館憲政資料室所蔵

類似した条文を持つ。一方、新憲法下の国会開設にあたり、帝国議会開設時点において英米での慣習をも参考にして継受した（本会議の）議事録と議事速記録の二本立てには、大胆な変化が加えられた。国会においては本会議の記録も委員会の記録も「会議録」に一本化された。日本国憲法第57条第2項「会議の記録」の語に相当する合衆国憲法の対応部分は本会議録（Congressional Record）ではなく議事録（Journal）なのである。外国議会の会議録のなりたちや現状は、現在の日本の会議録実務においても有用なヒントを提供するが、参照の際には日本の会議録が持つ継受の歴史への配慮が求められるといえよう。

第四に、国会会議録は、情報環境や技術の変化により今なお変化の中にある記録である。速記録の作成者を「官にするか民にするか」は、明治23年当時の重要な争点であったが、今日はこの官民をめぐる問題は、音声認識システムの進歩に基づく、民間委託の可能性やその是非といったいわばまったく別の文脈で論じられるようになってきている⁽¹⁴⁴⁾。また、議院法制定当時の関係者たちは、議事速記録は大部で詳細すぎて国民に熟読されないと一様に指摘したが（本

稿第Ⅱ章第2節第2項）、この間120年が経過し、情報環境は大きく変化した。国会の会議を映像で見ることができ、インターネット上で会議録のキーワード検索が可能となっている今日、会議録は紙媒体で読まれるだけでなく、検索されるものにもなっている。すなわち、大部であることと熟読されることとは必ずしも背反の関係に立たない。また、各種の議会に関する情報も、両院のウェブサイト上でのアクセスが可能になり、官報や報道を介在させずとも、議会に関する情報を得ることが可能となっている。

帝国議会の歴史を顧みると、会議録の現在の姿が、議院法制定までに積み重ねられた議論、外国議会からの影響、帝国議会での運用、先例の取舍選択、戦後の国会改革における米国連邦議会からの影響、国会での運用や改善、情報環境の変化といった要素が相互に絡み合ってきたことが明らかになる。伝統ある会議録120年余の歴史は、変化の歴史でもあり、この歩みの中で国会会議録の現在と未来が問われている。

（あしな ふみ）

(144) 鈴木「会議録外部委託の現状と課題」前掲注(5), pp.14-21.

